

東京湾海上交通センター 利用の手引き



東京湾海上交通センター利用の手引き

I	はじめに	1
II	東京湾海上交通センターの業務概要	3
III	適用される主要航行ルール	
1	浦賀水道航路及び中ノ瀬航路	4
2	東京湾内における経路の指定	5
3	千葉港に適用される主要航行ルール	6
4	京浜港に適用される主要航行ルール	8
5	巨大船等の灯火	10
IV	通信	
1	通信チャンネル	11
2	通信言語	11
3	呼出名称等	11
V	航海計画及び船位通報	
1	航海計画にかかる各種通報	12
2	巨大船等に対する指示	18
3	入域通報	19
4	船舶交通の制限等	20
5	情報提供可能海域と船舶交通流の監視	20
VI	V H F 無線電話による情報提供、勧告及び指示	
1	通信符号	20
2	情報提供可能海域における情報提供	22
3	情報の聴取義務	23
4	勧告	24

5 指示	25
------------	----

VII その他の情報提供

1 船舶自動識別装置（A I S）	26
2 ラジオ放送	26
3 インターネット・ホームページ	27

VIII 非常災害発生時における制度

1 情報聴取義務及び海域	27
2 航行制限等	28
3 大型船舶優先の避難錨地	28

別図 1 航路航行義務区間（浦賀水道航路及び中ノ瀬航路）	29
別図 2 中ノ瀬西方海域における経路	30
別図 3 木更津港沖灯標付近海域における経路	30
別図 4 東京湾アクアライン東水路付近海域における経路	31
別図 5 東京沖灯浮標付近海域における経路	31
別図 6 東京湾口海域における経路	32
別図 7 千葉港の管制信号の種類及び意味	33
別図 8 京浜港東京区の管制信号の種類及び意味（東京東航路）	34
別図 9 京浜港東京区の管制信号の種類及び意味（東京西航路）	35
別図 10 京浜港川崎区の管制信号の種類及び意味	36
別図 11 京浜港横浜区の管制信号の種類及び意味	37

資料 1 A I S 及び国際信号旗等による行き先信号の表示

1 A I S による行き先信号	38
2 浦賀水道航路、中ノ瀬航路の行き先信号	41
3 東京湾内の「港内進路コード」及び「旗りゅう信号」	42

資料 2 A I S への入力コード表	46
---------------------------	----

東京湾海上交通センター利用の手引き

I はじめに

東京湾海上交通センターは、東京湾における船舶交通の安全性及び効率性を向上させることを任務とし、海上保安庁が設置し運用しています。

本利用の手引きは、東京湾海上交通センターが船舶に対して提供している業務を概説するとともに、東京湾を航行する際の主要注意事項についてできる限りわかりやすく説明することにより、船舶の航行の安全に寄与することを目的としています。

東京湾を通航する船舶は、本利用の手引きを船橋に常備することにより、参考資料として活用をお願いします。

なお、東京湾海上交通センターの業務は、以下の法令等に基づき行っています。

正確な法令の適用関係については、これらの法令等を参照して下さい。

- ・ 航路標識法
- ・ 港則法
- ・ 港則法施行令
- ・ 港則法施行規則
- ・ 海上交通安全法
- ・ 海上交通安全法施行令
- ・ 海上交通安全法施行規則
- ・ 港則法施行規則第 11 条第 2 項の港を航行するときの進路を表示する信号（平成 7 年海上保安庁告示第 35 号）
- ・ 港則法施行規則第 11 条第 1 項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号（平成 22 年海上保安庁告示第 94 号）
- ・ 港則法施行規則第八条の二の規定による指示の方法等を定める告示（平成 22 年海上保安庁告示第 163 号）
- ・ 海上交通安全法第 25 条第 2 項の規定に基づく経路の指定に関する告示（平成 22 年海上保安庁告示第 92 号）
- ・ 海上交通安全法施行規則第 6 条第 4 項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示（平成 22 年海上保安庁告示第 95 号）
- ・ 巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示（昭和 48 年海上保安庁告示第 109 号）
- ・ 進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶又は側方を警戒する船舶の配備を指示する場合における指示の内容に関する基準を定める告示（昭和 51 年海上保安庁告示第 29 号）

- ・ 進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示（昭和51年海上保安庁告示第76号）
- ・ 指定海域への入域に関する通報の方法に関する告示
（平成29年海上保安庁告示第4号）
- ・ 東京湾海上交通センターが運用する横浜船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示
（平成29年海上保安庁告示第5号）

II 東京湾海上交通センターの業務概要

東京湾海上交通センター（以下「センター」という。）は、

- ① レーダー、テレビカメラ及び船舶自動識別装置（以下「AIS」という。）からのデータ並びに船舶とのVHF無線電話による通信により、船舶交通に関する情報を収集、把握及び監視
- ② 船舶に対し安全のために必要な情報を提供
- ③ 危険防止等のため必要な場合には船舶に対し勧告を実施
- ④ 視界制限状態等海上交通安全法及び港則法で定める場合には船舶に対し航路外での待機、航路入航予定時刻の変更等の指示

といった業務を通じて、東京湾における船舶交通の安全を図っています。

また、VHF無線電話以外に、ラジオ放送、インターネット・ホームページにより東京湾の航行援助情報を提供しています。

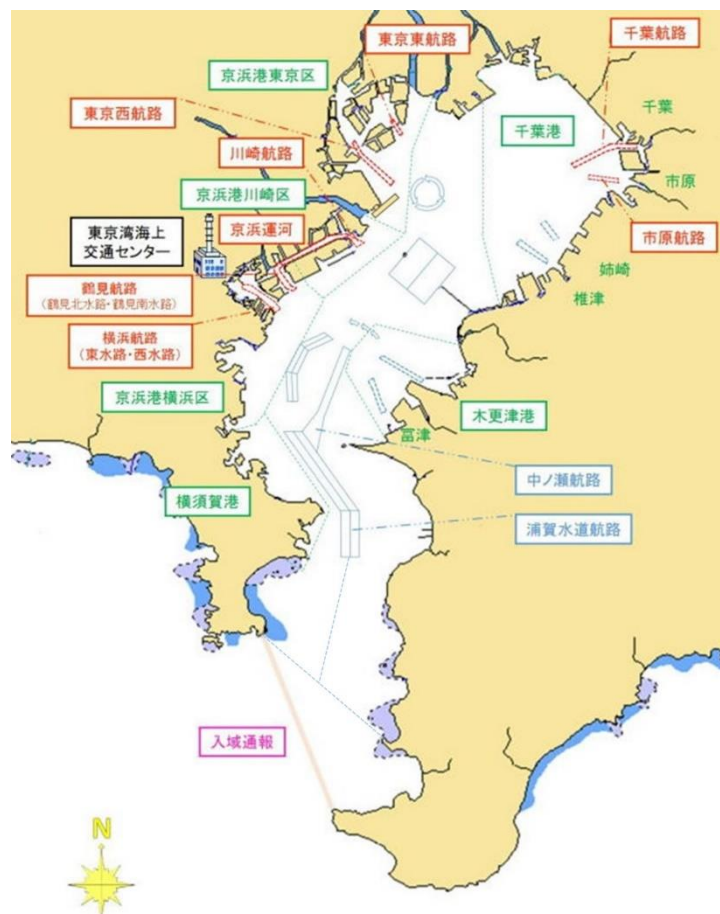
III 適用される主要航行ルール

東京湾における航路等の設定及び航行ルールについては、地域ルールとしての海上交通安全法及び港則法、これらに基づく政省令・告示が適用され、これらにより定められていない部分については基本航行ルールである海上衝突予防法が適用となります。

東京湾の航路等の概略は、下図のとおりです。

東京湾において適用となる主要航行ルールの概要を以下に示します。

なお、詳細は海上衝突予防法及び海上交通安全法、港則法、これらに基づく政省令等を参照して下さい。



1 浦賀水道航路及び中ノ瀬航路

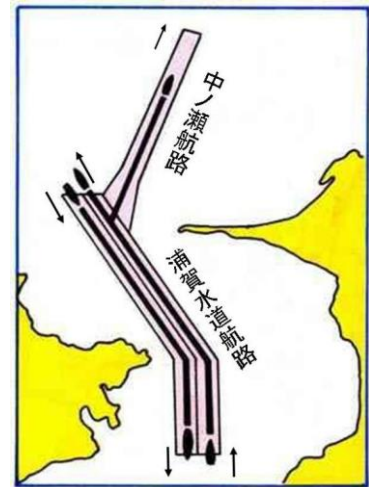
① 航路航行義務

長さ50m以上の船舶は、航路が設定されている海域を航行する場合には、航路をこれに沿って航行しなければなりません。

ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りではありません。

また、中ノ瀬航路については水深が23mと浅いことから、喫水が20m以上の船舶について航路航行義務が免除されています。

航路航行義務区間については別図1を参照してください。



② 避航等

- i 航路外から航路に入り、航路から航路外に出、若しくは航路を横断しようとし、又は航路をこれに沿わないで航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿って航行している他の船舶と衝突するおそれがあるときは、当該他の船舶の進路を避けなければなりません。

この場合において、海上衝突予防法第9条第2項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項前段及び第18条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、当該他の船舶について適用されません。

- ii 航路外から航路に入り、航路から航路外に出、若しくは航路を横断しようとし、若しくは航路をこれに沿わないで航行している漁ろう船等又は航路で停留している船舶は、航路をこれに沿って航行している巨大船（長さ200m以上の船舶をいう。）と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければなりません。

この場合において海上衝突予防法第9条第2項及び第3項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項前段並びに第18条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用されません。

③ 浦賀水道及び中ノ瀬航路の基本的通航方法

- i 浦賀水道航路 . . . 航路の中央から右側通航
- ii 中ノ瀬航路 . . . 北航

- ④ 浦賀水道航路から中ノ瀬航路に入ろうとしている巨大船の優先航行し、又は停留している船舶（巨大船を除く。）は、浦賀水道航路

から中ノ瀬航路に入ろうとしている巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければなりません。

この場合において、前記② i 並びに海上衝突予防法第 9 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項前段並びに第 18 条第 1 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用されません。

⑤ 速力の制限

浦賀水道航路及び中ノ瀬航路の全区間においては、航路横断船舶を除き 12 ノット（対水速力）を超える速力で航行してはなりません。

ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りではありません。

⑥ AIS による目的地情報の送信

AIS を作動させている船舶は、浦賀水道航路及び中ノ瀬航路を航行している間、進路を他の船舶に知らせるため、仕向港を示す記号及び進路を示す記号を AIS の目的地に関する情報として送信していなければなりません。

仕向港を示す記号等は、資料 1 及び資料 2 を参照して下さい。

⑦ 信号による進路の表示

総トン数 100 トン以上の船舶は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出ようとするとき等において、昼間は国際信号旗を表示することにより、夜間は汽笛を吹鳴することにより、進路を他の船舶に知らせなければなりません。

表示すべき国際信号旗等については、資料 1 を参照して下さい。

2 東京湾内における経路の指定

海上交通安全法の規定に基づき、東京湾内においては、次のような経路を航行することが定められています。

① 中ノ瀬西方海域（別図 2 参照）

i 中ノ瀬西方海域をこれに沿って南航する船舶は、A 線の西側を航行すること。

ii 中ノ瀬西方海域をこれに沿って北航する船舶（B 線を横切って航行し、B 線の西側に向けて航行しようとする船舶を除く。）は、次の経路で航行すること。

a 目的港の港域に入るため針路を転じるまでの間、A 線の東側の海域を航行すること

b 喫水 20 m 以上の船舶は、C 線から中ノ瀬西方海域の内側に 400 m 以上離れた海域を航行すること

② 木更津港沖灯標付近海域（別図 3 参照）

A 線を横切った後、B 線を横切って航行する船舶は、木更津港沖灯標を左げんに見て航行すること。

③ 東京湾アクアライン東水路付近海域（別図 4 参照）

i 東京湾アクアライン東水路を通過し南航する船舶は、次の経路で航行すること。

a A 線の西側の海域を航行すること

b 千葉方面から航行する船舶は、A 線に近寄って航行すること

c 東京方面から航行する船舶は、A 線から遠ざかって航行すること

ii 東京湾アクアライン東水路を通過し北航する船舶は、次の経路で航行すること。

a A 線の東側の海域を航行すること

b 千葉方面に向かって航行する船舶は、A 線から遠ざかって航行すること

c 東京方面に向かって航行する船舶は、A 線に近寄って航行すること

④ 東京沖灯浮標付近海域（別図 5 参照）

東京沖灯浮標を中心とした半径 1 8 5 0 m の円内海域（港則法の港の区域を除く。）を通過して航行する船舶は、同地点を左げんに見て航行すること。

⑤ 東京湾口海域（別図 6 参照）

i 東京湾口海域を航行する船舶は次の経路で航行すること。

a 東京湾口海域を北航する船舶は、A 地点と B 地点の 2 地点間を結んだ線の東側を航行すること。

b 東京湾口海域を南航する船舶は、A 地点と B 地点の 2 地点間を結んだ線の西側を航行すること。

c 浦賀水道航路を南航し、E 線を横切って航行しようとする船舶は、A 地点と B 地点を結んだ線の西側を航行すること。

3 千葉港に適用される主要航行ルール

千葉港における航路の設定及び航行ルールについては、地域ルールとしての港則法の規定及び港長による行政指導が適用され、これらにより定められていない部分については基本航行ルールである海上衝突予防法が適用となります。

なお、詳細は港則法及び港則法施行規則の規定を参照して下さい。

① 千葉港内における基本的航法

i 船舶は、港内及び港の境界付近においては、他の船舶に危険を及

ばさないような速力で航行しなければなりません。

- ii 千葉港において、汽艇等は汽艇等以外の船舶の進路を避けなければならない、また、総トン数500トン以下であって汽艇等以外の船舶は、総トン数500トンを超える船舶の進路を避けなければなりません。(総トン数500トンを超える船舶が千葉港内を航行するときは、国際信号旗数字旗「1」をマストに見やすいように掲げなければなりません。)

② 行き先信号の表示

i A I Sによる表示

A I Sを作動させている船舶は、千葉港内又は境界付近を航行するときは、進路を他の船舶に知らせるため、仕向港を示す記号及び仕向地での進路を示す記号(必要な場合は経由するルートを示す記号を追加する。)をA I Sの目的地に関する情報として送信していなければならない。

仕向港を示す記号等は、資料1及び資料2を参照して下さい。

ii 国際信号旗による表示

千葉港に出入港する船舶は、行き先を示す信号旗をマストその他の見やすい場所に掲げて航行して下さい。

詳細につきましては、資料1を参照して下さい。

なお、国際信号旗を有しない場合、又は夜間においては掲げる必要はありません。

③ 航路航行義務

汽艇等以外の船舶は、千葉港に出入するには、航路によらなければならない(姉崎航路においては、総トン数1,000トン未満の船舶を除く。)。

ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りではありません。

④ 航路における航法

- i 航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければなりません。
- ii 船舶は、航路内においては、並列して航行してはなりません。
- iii 船舶は、航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければなりません。
- iv 船舶は、航路内では他の船舶を追い越してはなりません。

⑤ 千葉港の管制信号

千葉航路又は市原航路を航行する際は、管制信号に従って航行しなけ

ればなりません。

千葉港では、船舶航行の安全を確保するため、「千葉灯標」及び「千葉中央港」の各信号所において、閃光式信号又は電光文字式信号により、水路内を航行する船舶に対して航行管制を行っています。

管制信号の種類及び意味は別図 6 に示すとおりです。

⑥ 航路内における投錨等の禁止

船舶は、航路内においては、次の各号の場合を除いては、投錨し、又はえい航している船舶を放してはなりません。

- i 海難を避けようとするとき
- ii 運転の自由を失ったとき
- iii 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき
- iv 港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき

4 京浜港に適用される主要航行ルール

京浜港における航路の設定及び航行ルールについては、地域ルールとしての港則法の規定及び港長による行政指導が適用され、これらにより定められていない部分については基本航行ルールである海上衝突予防法が適用となります。

なお、詳細は港則法及び港則法施行規則の規定を参照して下さい。

① 京浜港内における基本的航法

- i 船舶は、港内及び港の境界付近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければなりません。
- ii 京浜港において、汽艇等は汽艇等以外の船舶の進路を避けなければならない。また、総トン数 500 トン以下であって汽艇等以外の船舶は、総トン数 500 トンを超える船舶の進路を避けなければならない。（総トン数 500 トンを超える船舶が京浜港内を航行するときは、国際信号旗数字旗「1」をマストに見やすいように掲げなければならない。）

② 行き先信号の表示

i A I S による表示

A I S を作動させている船舶は、京浜港内又は境界付近を航行するときは、進路を他の船舶に知らせるため、仕向港を示す記号及び仕向地での進路を示す記号（必要な場合は経由するルートを示す記号を追加する。）を A I S の目的地に関する情報として送信していなければならない。

仕向港を示す記号等は、資料 1 及び資料 2 を参照して下さい。

ii 国際信号旗による表示

京浜港に出入港する船舶は、行き先を示す信号旗をマストその他

の見やすい場所に掲げて航行して下さい。

詳細につきましては、資料 1 を参照して下さい。

なお、国際信号旗を有しない場合、又は夜間においては掲げる必要はありません。

③ 航路航行義務

汽艇等以外の船舶は、京浜港に出入するには、航路によらなければなりません。

ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りではありません。

航路及び水路は別図 8 ～ 11 に示すとおりです。

④ 航路における航法

i 航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければなりません。

ii 船舶は、航路内においては、並列して航行してはなりません。

iii 船舶は、航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければなりません。

iv 船舶は、航路内では他の船舶を追い越してはなりません。

ただし、東京西航路、川崎第 1 区及び横浜第 4 区において、周囲の状況を考慮し、次の各号のいずれにも該当する場合には、他の船舶を追い越すことができます。

a 追い越される船舶が追い越す船舶を安全に通過させるための動作をとることを必要としないとき

b 自船以外の船舶の進路を安全に避けられるとき

v 総トン数 500 トン以上の船舶は、13 号地その 2 東端から中央防波堤内側内貿ふ頭岸壁北端（北緯 35 度 36 分 25 秒東経 139 度 47 分 55 秒）まで引いた線を超えて 13 号地その 2 南東側海面を西行してはなりません。

総トン数 500 トン以上の船舶は、京浜運河を通り抜けてはなりません。

vi 総トン数 1,000 トン以上の船舶は、塩浜信号所から 239 度 30 分 1, 100 メートルの地点から 152 度に東扇島まで引いた線を超えて京浜運河を西行してはなりません。

vii 総トン数 1,000 トン以上の船舶は、京浜運河において、午前 6 時 30 分から午前 9 時までの間は、船首を回転してはなりません。

viii 京浜運河から他の運河に入航し、又は他の運河から京浜運河に入航しようとする汽船は、京浜運河と当該他の運河との接続点の手前 150 メートルの地点に達したときは、汽笛又はサイレンをもって長音 1 回を吹き鳴らさなければなりません。

- ix 総トン数5,000トン（油送船にあつては1,000トン）以上の船舶は、鶴見航路又は川崎航路を航行して川崎第1区又は横浜第4区に入航しようとするときは、それぞれ当該航路入口附近で、川崎第1区又は横浜第4区を出航して鶴見航路又は川崎航路を航行しようとするときはそれぞれ境運河前面水域又は東扇島26号岸壁前面で汽笛又はサイレンをもって長音2回吹き鳴らさなければなりません。

⑤ 京浜港の管制信号

京浜港内の水路を航行する際は、管制信号に従って航行しなければなりません。

京浜港では、船舶航行の安全を確保するため、

「十五号地南」、「十五号地北」、「中央防」、「十号地」、「羽田船舶」、「大井」、「青海」、「青海第二」、「晴海」、「鶴見」、「鶴見第二」、「田辺」、「池上」、「塩浜」、「水江」、「川崎」、「大師」、「大黒」、「内港」、「本牧」

の各信号所において、管制信号を閃光式信号又は電光文字式信号で表示し、水路内を航行する船舶に対して航行管制を行っています。

管制信号の種類及び意味は別図8～11に示すとおりです。

⑥ 航路内における投錨等の禁止

船舶は、航路内においては、次の各号の場合を除いては、投錨し、又はえい航している船舶を放してはなりません。

- i 海難を避けようとするとき
- ii 運転の自由を失ったとき
- iii 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき
- iv 港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき

5 巨大船等の灯火

巨大船及び危険物積載船は、港の区域外において航行し、停留し、又は錨泊しているときは、次の灯火又は標識を表示しなければなりません。

① 巨大船の灯火等

i 夜間に表示する灯火

少なくとも2海里の視認距離を有し、一定の間隔で毎分180回以上200回以下の閃光を発する緑色の全周灯1個

ii 昼間に表示する標識

直径が0.6m以上であり、高さが直径の2倍である黒色の円筒形の形象物2個で1.5m以上隔てて垂直線上に連掲されたもの

② 危険物積載船の灯火等

i 夜間に表示する灯火

少なくとも2海里の視認距離を有し、一定の間隔で毎分120回以上140回以下の閃光を発する紅色の全周灯1個

ii 昼間に表示する標識

縦に上から国際信号旗の第一代表旗1旂及びB旗1旂

IV 通信

1 通信チャンネル

センターとの通信を行う場合のチャンネルは次のとおりです。

センターでは、16ch及び13chを常時聴取しています。

16ch、13ch : 呼び出し及び応答

12ch、13ch、14ch、66ch、69ch : 通信

2 通信言語

日本語又は英語

3 呼出名称等

港則法及び海上交通安全法に基づく通報等で用いるVHF無線電話による呼出名称を「とうきょうマーチス」に統一します。

ただし、各水路及びその周辺海域に関する問合せを行う際は、識別を容易にするため、呼び出し及び応答の後、

千葉航路及び市原航路

の場合は「ちば」

東京西航路及び東京東航路

の場合は「とうきょう」

川崎航路、鶴見航路及び京浜運河

の場合は「かわさき」

横浜航路

の場合は「よこはま」

を冒頭に冠して通報して下さい。



V 航海計画及び船位通報

1 航海計画にかかる各種通報

① 航路通報（前日正午まで）

i 通報義務船舶

海上交通安全法の規定に基づき、以下に掲げる船舶は、浦賀水道航路又は中ノ瀬航路を通航する前日正午までに、ii に掲げる通報事項をセンターに通報しなければなりません。

この通報を踏まえて、下記表に示す管制基準等に沿ってセンターでは管制計画を策定しています。

また、通報した事項に変更があった場合には、それぞれの航路入航予定時刻の3時間前にその旨を通報し、以後その通報した事項に変更があったときは、直ちに、その旨を通報しなければなりません。

なお、iii に掲げる条件を満たす場合、航路通報（変更通報を含む。）に港内の係留施設名及び水路入航予定時刻を追記することで、後述する③及び④の港則法の規定に基づく事前通報を省略することができます。

a 巨大船

b 巨大船以外であって長さ160m以上の船舶（準巨大船）

c 総トン数25,000トン以上の液化ガス積載船

d 船舶、いかなるその他の物件を引き、又は押して航行する船舶であって、当該引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が200m以上であるもの（長大物件えい航船等）

ii 通報事項

a 船名、総トン数、長さ

b 航行しようとする航路の区間、航路入航予定時刻、航路出航予定時刻

c 船舶局の呼出符号又は呼出名称（船舶局を有する場合に限る。）

d 海上保安庁との連絡手段（船舶局を有しない船舶に限る。）

e 仕向港

f 喫水（巨大船に限る。）

g 積載している危険物の種類及び種類ごとの数量（危険物積載船に限る。）

h 引き船の船首から当該引き船の引く物件の後端まで又は押し船の船尾から当該押し船の押す物件の先端までの距離及び当該物件の概要（前記 i d の船舶に限る。）

管制基準

北航の場合

先 船 後 船			特別危険 物積載船	巨大船		準巨大船		物 件 え い 航 船 等
				危 険 物 積 載 船	危 険 物 積 載 船 を 除 く	危 険 物 積 載 船	危 険 物 積 載 船 を 除 く	
特別危険物積載船 ※			1 5 分	1 5 分	1 5 分	1 5 分	1 0 分	・ 浦賀水道 航路のみ航 行するもの 5 5 分 ・ 浦賀水道 航路及び中 ノ瀬航路航 行するもの 8 5 分
巨 大 船	危 険 物 積 載 船		1 5 分	1 5 分	1 5 分	1 5 分	1 0 分	
	危 険 物 積 載 船 を 除 く	390m 以 上	1 5 分	1 5 分	1 5 分	1 5 分	1 0 分	
		390m 未 満	1 5 分	1 5 分	1 0 分	1 0 分	1 0 分	
準 巨 大 船	危 険 物 積 載 船		1 0 分			1 0 分	1 0 分	
	危 険 物 積 載 船 を 除 く		5 分			5 分	5 分	
物 件 え い 航 船 等			1 5 分					1 5 分

南航の場合

先 船 後 船		巨大船又は 特別危険物 積 載 船	準巨大船		物件 えい航船 等
			危険物 積 載 船	危険物積載船 を除く	
巨大船又は 特別危険物積載船 ※		15分	15分	10分	・浦賀水道航路の み航行するもの5 5分 ・浦賀水道航路及 び中ノ瀬航路航行 するもの85分
準巨大船	危険物積載船	10分	10分	10分	
	危険物積載船を 除く	5分	5分	5分	
物件 えい航船等		15分	15分	15分	15分

※特別危険物積載船

危険物積載船で総トン数50,000トン（積載する危険物が液化ガスの場合にあっては総トン数25,000トン）以上の船舶

iii 港則法の事前通報の省略条件

- a 浦賀水道航路を通航して、千葉港の水路（千葉航路、市原航路）及び京浜港の水路（東京東航路、東京西航路、鶴見航路（鶴見南水路、鶴見北水路）、川崎航路、横浜航路（西水路又は東水路））を、他の港への寄港及び錨泊をせずに航行しようとする船舶

- b 前記 a の千葉港の水路及び京浜港の水路を航行して、他の港への寄港及び錨泊をせずに、浦賀水道航路を通航しようとする船舶

② 航路通報（３時間前まで）

i 通報義務船舶

海上交通安全法の規定に基づき、以下に掲げる危険物積載船（ただし、前記① i に掲げる船舶を除くもの。）は、浦賀水道航路又は中ノ瀬航路入航予定時刻の３時間前までに、ii に掲げる通報事項をセンターに通報しなければなりません。

また、通報した事項に変更があった場合には、直ちに、その旨を通報しなければなりません。

- a 火薬類を一定数量以上積載する総トン数３００トン以上の船舶
- b ばら積みの引火性高圧ガスを積載する総トン数１，０００トン以上の船舶
- c ばら積みの引火性液体類を積載する総トン数１，０００トン以上の船舶
- d ２００トン以上の有機過酸化物を積載する総トン数３００トン以上の船舶

ii 通報事項

- a 船名、総トン数、長さ
- b 航行しようとする航路の区間、航路入航予定時刻、航路出航予定時刻
- c 船舶局の呼出符号又は呼出名称（船舶局を有する場合に限る。）
- d 海上保安庁との連絡手段（船舶局を有しない船舶に限る。）
- e 仕向港
- f 積載している危険物の種類及び種類ごとの数量

③ 事前通報（千葉港）

港則法の規定に基づき、i に掲げる船舶は、千葉港の各水路を航行しようとするときは、前日正午までに ii に掲げる通報事項をセンターに通報しなければなりません。

通報事項に変更があった場合及び水路入航予定時刻又は運航開始予定時刻に１０分以上の変更がある場合には、その旨を通報しなければなりません。

なお、iii に掲げる条件を満たす場合、前記①の航路通報（変更通報を含む。）に港内の係留施設名及び水路入航予定時刻を追記することで、当該事前通報を省略することができます。

また、長さ５０ｍ以上（ただし、総トン数５００トン未満の船舶を除く。）の船舶（i に掲げる船舶を除く。）についても航行の安全と効率

の向上のため航行予定時刻等の情報を i に掲げる船舶に準じて通報をお願いします。

i 管制船

- a 千葉航路・・・長さ 140m 以上の船舶
(油送船にあつては総トン数 1,000 トン以上)
- b 市原航路・・・長さ 125m 以上の船舶
(油送船にあつては総トン数 1,000 トン以上)

ii 通報事項

《法定通報事項》

- a 船名
- b 総トン数及び長さ
- c 水路入航予定時刻又は運航開始予定時刻
- d 当該船舶との連絡手段
- e 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする千葉港のけい留施設

《任意通報事項》

- f 呼出符号
- g MMSI
- h 船種
- i 積載危険物の種類及び数量
- j 港内航行時の最大喫水
- k 航行の種類(入港・出港・港内移動の別)
- l 通航水路
- m 錨泊の有無
- n 水先人の乗船の有無
- o タグボートの使用の有無

iii 事前通報の省略条件

- a 浦賀水道航路を通航して、千葉航路又は市原航路を、他の港への寄港及び錨泊をせずに航行しようとする船舶
- b 千葉航路又は市原航路を航行して、他の港への寄港及び錨泊をせずに、浦賀水道航路を通航しようとする船舶

④ 事前通報（京浜港）

港則法の規定に基づき、i に掲げる船舶は、京浜港の各水路を航行しようとするときは、前日正午までに ii に掲げる通報事項をセンターに通報しなければなりません。

通報事項に変更があった場合及び、水路入航予定時刻又は運航開始予定時刻に 10 分以上の変更がある場合には、その旨を通報しなければなりません。

なお、iii に掲げる条件を満たす場合、前記①の航路通報（変更通報を

含む。)に港内の係留施設名及び水路入航予定時刻を追記することで、当該事前通報を省略することができます。

また、東京東航路又は横浜航路を航行する長さ50m以上（ただし、総トン数500トン未満の船舶を除く。）若しくは東京西航路を航行する長さ100m以上の船舶（iに掲げる船舶を除く。）についても、航行の安全と効率の向上のため航行予定時刻等の情報をiに掲げる船舶に準じて通報をお願いします。

i 管制船

- a 東京東航路・・・長さ150m以上の船舶
(油送船にあつては総トン数1,000トン以上)
- b 東京西航路・・・長さ300m以上の船舶
(油送船にあつては総トン数5,000トン以上)
- c 川崎航路・・・総トン数1,000トン以上の船舶
- d 鶴見航路・・・総トン数1,000トン以上の船舶
- e 川崎第1区及び横浜第4区・・・
総トン数1,000トン以上の船舶
- f 横浜航路・・・長さ160m以上の船舶
(油送船にあつては総トン数1,000トン以上)

ii 通報事項

《法定通報事項》

- a 船名
- b 総トン数及び長さ
- c 水路入航予定時刻又は運航開始予定時刻
- d 当該船舶との連絡手段
- e 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする京浜港のけい留施設

《任意通報事項》

- f 呼出符号
- g MMSI
- h 船種
- i 積載危険物の種類及び数量
- j 港内航行時の最大喫水
- k 航行の種類(入港・出港・港内移動の別)
- l 通航水路
- m 錨泊の有無
- n 水先人の乗船の有無
- o タグボートの使用の有無

iii 事前通報の省略条件

- a 浦賀水道航路を通航して、東京東航路、東京西航路、鶴見航路（鶴

見南水路、鶴見北水路)、川崎航路、横浜航路(西水路又は東水路)を、他の港への寄港及び錨泊をせずに航行しようとする船舶

- b 東京東航路、東京西航路、鶴見航路(鶴見南水路、鶴見北水路)、川崎航路、横浜航路(西水路又は東水路)を航行して、他の港への寄港及び錨泊をせずに、浦賀水道航路を通航しようとする船舶

⑤ 通報先・手段

i 通報先

東京湾海上交通センター

※千葉、市原各航路を航行しようとする船舶は、ちばポートラジオ(受付:株式会社東洋信号通信社)へも航路航行当日にVHF無線電話で通報してください。

※東京東、東京西各航路を航行しようとする船舶は、とうきょうポートラジオ(受付:株式会社東洋信号通信社)へも航路航行当日にVHF無線電話で通報してください。

※川崎航路、鶴見航路(大黒ふ頭、JFEスチール(株)東日本製鉄所 扇島出荷岸壁に入出港する船舶を除く。)を航行しようとする船舶は、川崎市港湾局川崎港管理センター港営課(044-287-6035)(夜間や土日祝日の受付:株式会社東洋信号通信社 045-510-2348)へ通報してください。同市へ通報した場合は東京湾海上交通センターへ通報したものとみなされます。

※横浜航路、鶴見航路(大黒ふ頭、JFEスチール(株)東日本製鉄所 扇島出荷岸壁に入出港する船舶に限る。)を航行しようとする船舶は、横浜市港湾局(受付:株式会社東洋信号通信社 045-510-2344)へ通報してください。同市へ通報した場合は東京湾海上交通センターへ通報したものとみなされます。

ii 通報手段

a 書面による場合

通報様式に記入し、海上保安庁の事務所に持参し、又はセンターまで直接郵送して下さい。

〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通5-57

b 電話による場合

045-225-9140、9141(浦賀水道航路、中ノ瀬航路)

045-225-9150(千葉港)

045-225-9151(京浜港東京区)

045-225-9152(京浜港川崎区、横浜区)

c 電子メールによる場合

詳しくは東京湾海上交通センターにお問い合わせください。

d 無線通信による場合

センターの通信エリア内であれば「とうきょうマーチス」に対し、

V H F 無線電話 1 6 c h 又は 1 3 c h で連絡して下さい。

周波数：1 5 6 . 8 M H z (1 6 c h)

1 5 6 . 6 5 M H z (1 3 c h)

エリア外であれば海上保安庁の海岸局（「よこはまほあん」）に
対し連絡して下さい。

周波数：1 5 6 . 8 M H z (1 6 c h)

2 1 8 9 . 5 k H z

e N A C C S による場合

<https://www.naccs.jp/>

iii 通報様式

航路通報及び事前通報は共通の通報様式により行ってください。

また、航路通報及び事前通報を個別に送付する場合にも、共通の通
報様式が使用できます。

共通の通報様式はこちらから入手できます。

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/>

2 巨大船等に対する指示

① 巨大船等に対し指示する事項

海上交通安全法の規定に基づき、センターは、前記 1 ①及び②により
航路通報を行った船舶（以下「巨大船等」という。）の航路における航
行に伴い生ずるおそれのある船舶交通の危険を防止するため必要がある
と認めるときは、当該巨大船等の船長に対し、以下の事項について指示
を行うことがあります。

a 航路入航予定時刻の変更

b 航路を航行する速力

c 航路入航予定時刻の 3 時間前から航路出航までの間における V H
F 無線電話 1 6 c h の聴取によるセンターとの連絡保持

d 巨大船にあっては、余裕水深の保持

e 長さ 2 5 0 m 以上の巨大船又は危険物積載船である巨大船にあっ
ては、進路を警戒する船舶の配備

f 巨大船又は危険物積載船にあっては、航行を補助する船舶の配備

g 危険物積載船であって総トン数 5 0 , 0 0 0 トン（液化ガス積載
船にあっては 2 5 , 0 0 0 トン）以上のものにあっては、消防設備
を備えている船舶の配備

h 長大物件えい航船等（船舶、いかだその他の物件を引き、又は押
して航行する船舶であって、当該引き船の船首から当該物件の後端
まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が 2 0 0
m 以上であるものをいう。以下同じ。）にあっては、側方を警戒す
る船舶の配備

i その他巨大船等の運航に関し必要と認められる事項

② 指示の方法

無線通信、電話、電子メール、N A C C S 又は書面の手交により行います。

③ 進路を警戒する船舶等の基準

前記① e、g 及び h の進路を警戒する船舶等の基準については、「進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶又は側方を警戒する船舶の配備を指示する場合における指示の内容に関する基準を定める告示」（昭和 51 年海上保安庁告示第 29 号）及び「進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示」（昭和 51 年海上保安庁告示第 76 号）を参照してください。

3 入域通報

海上交通安全法の規定に基づき、長さ 50m 以上の船舶（AIS を搭載し、②に掲げる事項を適切に送信している船舶を除く。）は、以下に示すとおり、センターあてに入域通報を行ってください。

① 通報時期

- a 東京湾へ入湾する場合であって、神奈川県劔埼灯台と千葉県洲埼灯台を結んだ線を横切るとき
- b 指定海域に入域するとき又は入る前

② 通報事項

- a 船舶の名称及び長さ
- b 船舶の呼出符号
- c 通報の時点における船舶の位置
- d 仕向港（岸壁、錨地）
- e 船舶の喫水



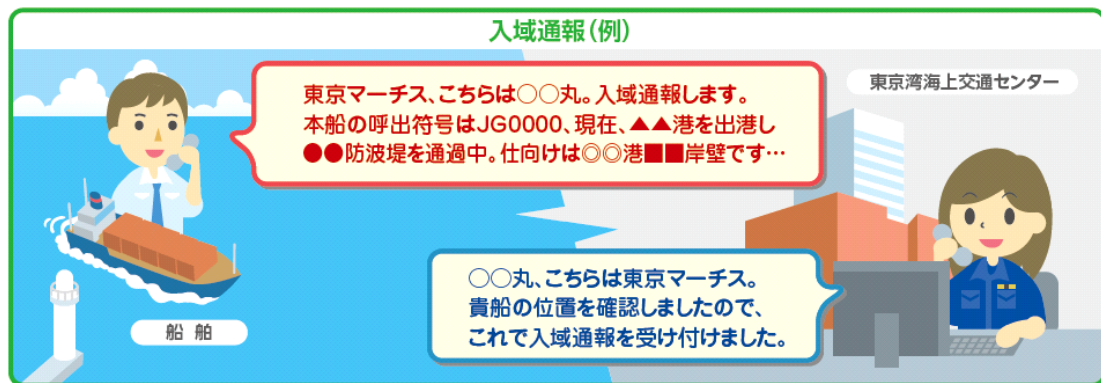
③ 通報方法

i V H F 無線電話

- a 呼び出し名称：とうきょうマーチス
- b 呼び出しチャンネル：16ch、13ch

ii 電話

045-225-9132、9134、9135



4 船舶交通の制限等

① 指示する事項

港則法の規定に基づき、センターは、水路における船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合であって、危険を防止するため必要があると認めるときは、管制船舶の船長に対し、以下の事項について指示を行うことがあります。

- a 水路入航予定時刻の変更
- b 水路入航予定時刻の3時間前から水路出航までの間におけるVHF無線電話16ch等の聴取によるセンターとの連絡保持
- c 進路を警戒する船舶又は航行を補助する船舶の配備
- d その他運航に関し必要と認められる事項

② 指示の方法

書面の手交、電話、電子メール、無線通信、又はNACCSにより行います。

5 情報提供可能海域と船舶交通流の監視

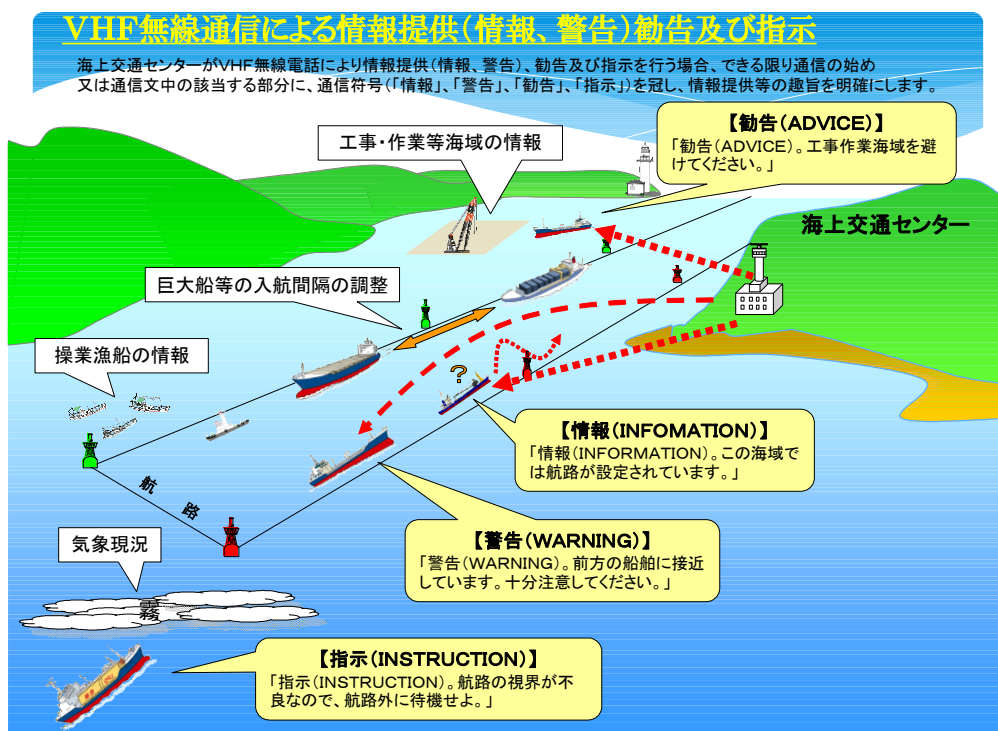
センターでは、情報提供可能海域内を航行する船舶をレーダー情報、AIS情報、入域通報情報、テレビカメラ等により把握し、監視します。

VI VHF無線電話による情報提供、勧告及び指示

1 通信符号

センターがVHF無線電話により情報提供、勧告及び指示を行う場合、できる限り通信の始め又は通信文中の該当する部分に、以下に掲げる通信符号（「情報」、「警告」、「勧告」、「指示」）を冠し、情報提供等の趣旨を明確にします。

通信符号の使用は、国際海事機関（IMO）が定める標準海事通信用語集の記述に則ったものであり、それぞれの意味等は次のとおりです。



① 「情報」 (「INFORMATION」)

センターがレーダー等により観測した事実、海域の状況等航行の参考となる情報を通知することを意味し、当該情報をどのように活用するかは、操船者の判断に委ねられる。

② 「警告」 (「WARNING」)

船舶の安全な航行に支障を及ぼすおそれのある危険事象について通知することを意味し、操船者は当該危険事象に直ちに注意を払うべきであり、どのように対処するかは操船者の判断に委ねられる。

③ 「勧告」 (「ADVICE」)

港則法又は海上交通安全法の規定に基づき、航路等における交通方法を遵守するため又は船舶の安全な航行に支障を及ぼすおそれのある危険事象を回避するために進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを通知することを意味し、操船者は当該勧告を慎重に考慮し操船を行うべきであり、どのように対処するかは最終判断は操船者に委ねられる。

④ 「指示」 (「INSTRUCTION」)

港則法又は海上交通安全法の規定に基づき、船舶に対し行動を求めることを意味し、操船者は安全上の問題がない限り当該指示に従わなければならない。

2 情報提供可能海域における情報提供

センターは、情報提供可能海域内において次に掲げる情報を提供します。

- ① 海上交通安全法の適用海域を航行する長さ50m以上の船舶及び港則法の適用海域の千葉港及び京浜港を航行する総トン数500トンを超える船舶であって、項目3①に掲げる情報聴取義務海域を航行するもの（以下「特定船舶」という。）に対する次の情報（通信符号「情報」又は「警告」）

- a 情報聴取義務海域において適用される、交通方法に従わないで航行するおそれがあると認められる場合における、当該交通方法に関する情報
- b 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であって、特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報
- c 特定船舶が、工事又は作業が行われている海域、水深が著しく浅い海域その他特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報
- d 他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であって、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報
- e 特定船舶が他の特定船舶に著しく接近するおそれがあると認められる場合における、当該他の特定船舶に関する情報
- f 上記のほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報

- ② 台風、津波その他の異常な気象又は海象（以下「異常気象等」という。）が予想される場合に、海上交通安全法の適用海域の東京湾アクアライン周辺海域を航行し、停留し、又は錨泊をする長さ50m以上の船舶及び港則法の適用海域の京浜港横浜沖錨地周辺海域を航行し、停留し、又は錨泊をする総トン数500トン以上の船舶であって、項目3②に掲げる情報聴取義務海域を航行、停留、又は錨泊をするもの（以下「異常気象等時特定船舶」という。）に対する次の情報（通信符号「情報」又は「警告」）

- a 異常気象等時特定船舶の進路前方に錨泊をしている他の船舶に関する情報
- b 異常気象等時特定船舶の錨泊に異状が生ずるおそれに関する情報
- c 異常気象等時特定船舶の周辺に錨泊をしている他の船舶の錨泊に異状が生ずるおそれに関する情報
- d 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であって、異常気象等時特定船舶の航行、停留又は錨泊の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報

- e 異常気象等時特定船舶が、異常気象等時における航行制限等が実施されている海域、水深が著しく浅い海域その他の異常気象等時特定船舶が安全に航行し、停留し、錨泊することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報
 - f 上記のほか、異常気象等時特定船舶が安全に航行し、停留し、又は錨泊をするために聴取することが必要と認められる情報
- ③ 準特定船舶（特定船舶以外の船舶であって、A I Sを備えた船舶をいう。）に対する①、②に準ずる情報（通信符号「情報」又は「警告」）
- ④ その他必要と認める場合又は船舶からの依頼に基づく航行の安全上必要な情報（通信符号「情報」）

3 情報の聴取義務

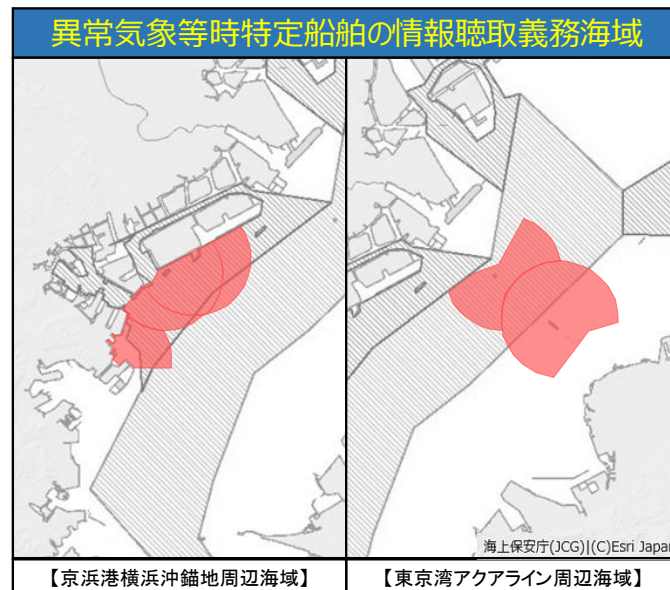
① 特定船舶の聴取義務海域

海上交通安全法又は港則法の規定に基づき、特定船舶（V H F無線電話を搭載していない船舶を除く。）は情報聴取義務海域を航行している間、聴取が困難な場合を除き、センターがV H F無線電話により提供する情報を聴取しなければなりません。



② 異常気象等時特定船舶の聴取義務海域

海上交通安全法又は港則法の規定に基づき、異常気象等時特定船舶（V H F無線電話を搭載していない船舶を除く。）は下図の情報聴取義務海域を航行し、停留し、又は錨泊している間、聴取が困難な場合を除き、センターがV H F無線電話により提供する情報を聴取しなければなりません。



※赤色箇所:異常気象等時特定船舶の聴取義務海域

4 勧告

① 勧告の発出

a 特定船舶に対する勧告

センターは、港則法又は海上交通安全法の規定に基づき、情報聴取義務海域を航行している特定船舶が、各航路及び区域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれ、その他当該特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告（通信符号「勧告」）することがあります。

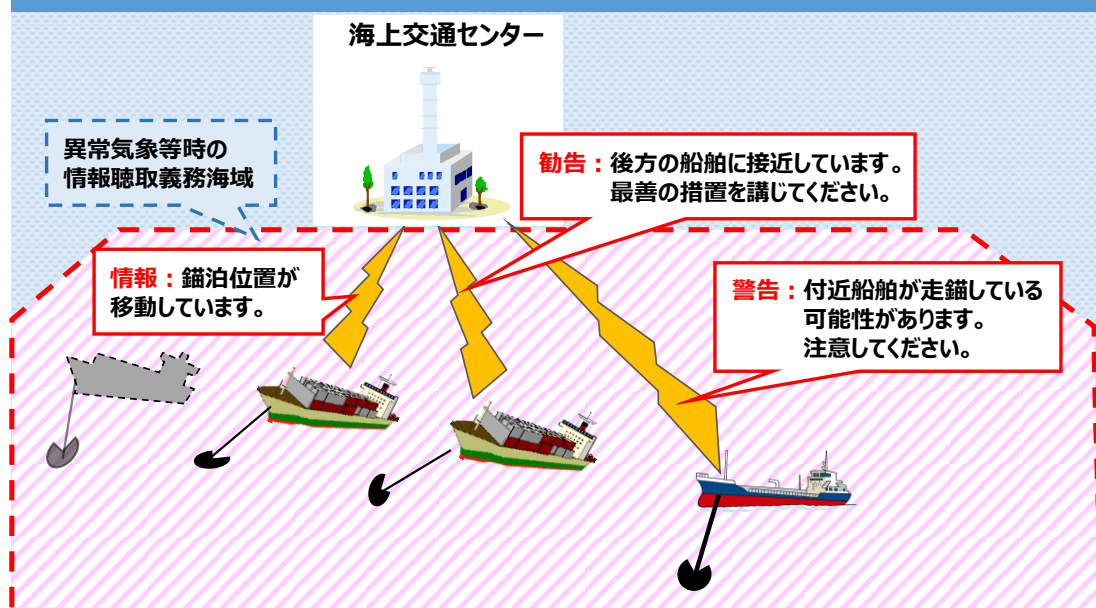
なお、勧告はV H F無線電話に加え船舶電話等により行うことがあります。

b 異常気象等時特定船舶に対する勧告

センターは、港則法又は海上交通安全法の規定に基づき、情報聴取義務海域を航行し、停留し、又は錨泊をしている異常気象等時特定船舶が、他の船舶又は工作物に著しく接近するおそれ、その他の異常気象等時特定船舶の航行、停留又は錨泊に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該異常気象等時特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告（通信符号「勧告」）することがあります。

なお、勧告はV H F無線電話に加え船舶電話等により行うことがあります。

異常気象等時特定船舶に対する海上交通センターによる 情報提供、危険回避措置の勧告制度



② 勧告を受けた船舶の対応

勧告を受けた船舶は、当該勧告の内容を十分考慮し、自船の周囲の状況を実に把握し、他の危険な状況がないかどうかを判断した上、交通方法の遵守又は危険回避のためにとるべき措置を決定してください。

③ 勧告に基づき講じた措置についての報告聴取

センターは、必要があると認めるときは、勧告を受けた船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることがあります。

5 指示

① 巨大船等に対する指示

センターは、情報提供可能海域内において、前記Ⅴの2に述べた指示（通信符号「指示」）をVHF無線電話により行うことがあります。

② 航路外での待機の指示

i 視界制限時における指示

センターは、海上交通安全法の規定に基づき、浦賀水道航路又は中ノ瀬航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため、次に定める場合毎に定める船舶に対し、当該危険を防止するため必要な間、航路外で待機すべき旨を指示することがあります。

なお、指示は、VHF無線電話に加え電話等により行うことがあります。

- a 視程が1,000mを超え2,000m以下の場合
巨大船、危険物積載船であって総トン数50,000トン（液化ガス積載船にあつては25,000トン）以上のもの及び長大物件えい航船等
 - b 視程が1,000m以下の場合
長さ160m以上の船舶、総トン数10,000トン以上の危険物積載船及び航路を航行する場合における長大物件えい航船等
 - ii 危険を防止するための指示
センターは、港則法の規定に基づき、京浜港横浜航路において、船舶の円滑な航行を妨げる停留その他の行為をしている船舶と航路を航行する長さ50m以上の他の船舶（総トン数500トン未満の船舶を除く。）との間に安全な間隔を確保することが困難となるおそれがある場合に、航路外で待機すべき指示をすることがあります。
なお、指示は、VHF無線電話に加え電話等により行うことがあります。
 - iii 指示を受けた船舶の対応
当該指示を受けた船舶は、指示の終了の連絡があるまで、当該指示に従い航路外で待機して下さい。
- ③ 管制信号を行っても危険が生じるおそれのある場合の指示
センターは、千葉港の水路（千葉航路、市原航路）及び京浜港の水路（東京東航路、東京西航路、鶴見航路（鶴見南水路、鶴見北水路）、川崎航路、横浜航路（西水路又は東水路））において、管制信号を行っても危険が生じるおそれがあると認めるときは、管制船舶の船長に対し、水路航行予定時刻の変更、警戒船の配備、その他必要な措置を講ずるための指示を行うことがあります。

VII その他の情報提供

1 船舶自動識別装置（AIS）

センターでは、AISの通信機能を活用しAISサービスエリア内を航行する船舶に対し、東京湾における安全航行に必要な情報（海難の情報、航行制限の情報、通航船舶の動静、気象状況、航路標識の異常、操業漁船の状況等）を随時提供します。

また、AISサービスエリア内において、浅瀬に向かって航行している場合等、船舶の安全な航行に支障を及ぼすおそれのある危険事象を認知した場合に、当該危険事象に関する情報を随時提供します。

2 ラジオ放送

以下のスケジュール及び周波数にて、巨大船の航路入航予定、気象、海象等の情報について放送を行います。

① 日本語放送

i 時間

毎時 0 分及び 3 0 分から各 1 5 分間

ii 周波数

1 6 6 5 k H z

② 英語放送

i 時間

毎時 1 5 分から 1 5 分間

ii 周波数

2 0 1 9 k H z

3 インターネット・ホームページ

インターネット・ホームページにて各種情報を閲覧することができます。

U R L : <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/>

VIII 非常災害発生時における制度

東京湾内に大津波警報が発表される等の非常災害が発生し、これにより東京湾内の船舶交通に危険が生ずるおそれのある場合、海上交通安全法及び港則法に基づき、海上保安庁長官が非常災害が発生し船舶交通に危険が生ずるおそれがある旨の周知を行います。

当該周知がなされた場合は、以下の制度が適用されます。

1 情報聴取義務及び海域

海上交通安全法等の規定に基づき、非常災害が発生した旨の周知が行われた場合は、右図のとおり、海上交通安全法の適用海域（以下「指定海域」）及び千葉港、京浜港、木更津港、横須賀港、館山港（以下「指定港」）を航行する長さ 5 0 m 以上の船舶は、災害等に関し提供される以下の①～⑤に掲げる情報を聴取しなければなりません。（V H F 無線電話を搭載していない船舶を除く。）

- ① 非常災害の発生の状況に関する情報
- ② 船舶交通の制限の実施に関する情報
- ③ 船舶の沈没、航路標識の機能の障害
その他の船舶交通の障害であって、指定海域内船舶又は指定港内船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれの



あるものの発生に関する情報

- ④ 指定海域内船舶又は指定港内船舶が、船舶の錨泊により著しく混雑する海域、水深が著しく浅い海域、その他の指定海域内船舶又は指定港内船舶が航行の安全を確保することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報
- ⑤ 上記のほか、指定海域内の船舶又は指定港内の船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報

2 航行制限等

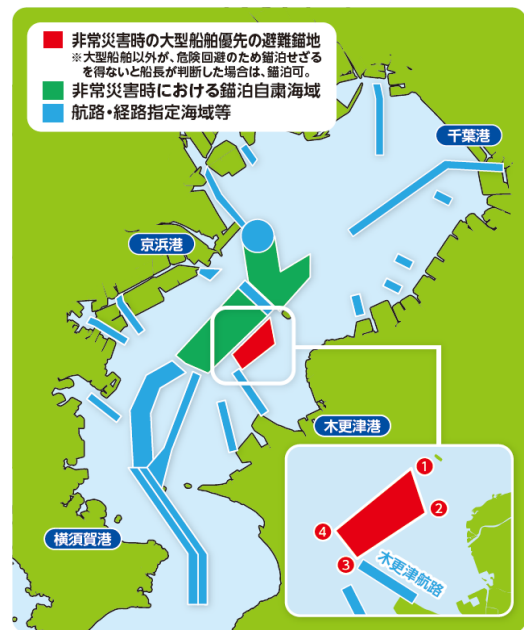
海上交通安全法及び港則法の規定に基づき、船舶交通の危険を防止するため、東京湾への入湾制限、航行制限、退去命令、移動命令などの措置をとります。

なお、これらの措置については、VHF無線電話に加え、電話により行うことがあります。

3 大型船舶優先の避難錨地

大型船舶（タグボートの補助や水先人の乗船を必要とする船舶）の優先避難錨地として、右図のとおり、木更津沖の海域を設定します。

大型船舶以外の船舶はこの海域を避けるよう、また、避難する船舶の通航帯を確保するため、航路・経路指定海域等付近での錨泊を自粛するよう御協力をお願いします。



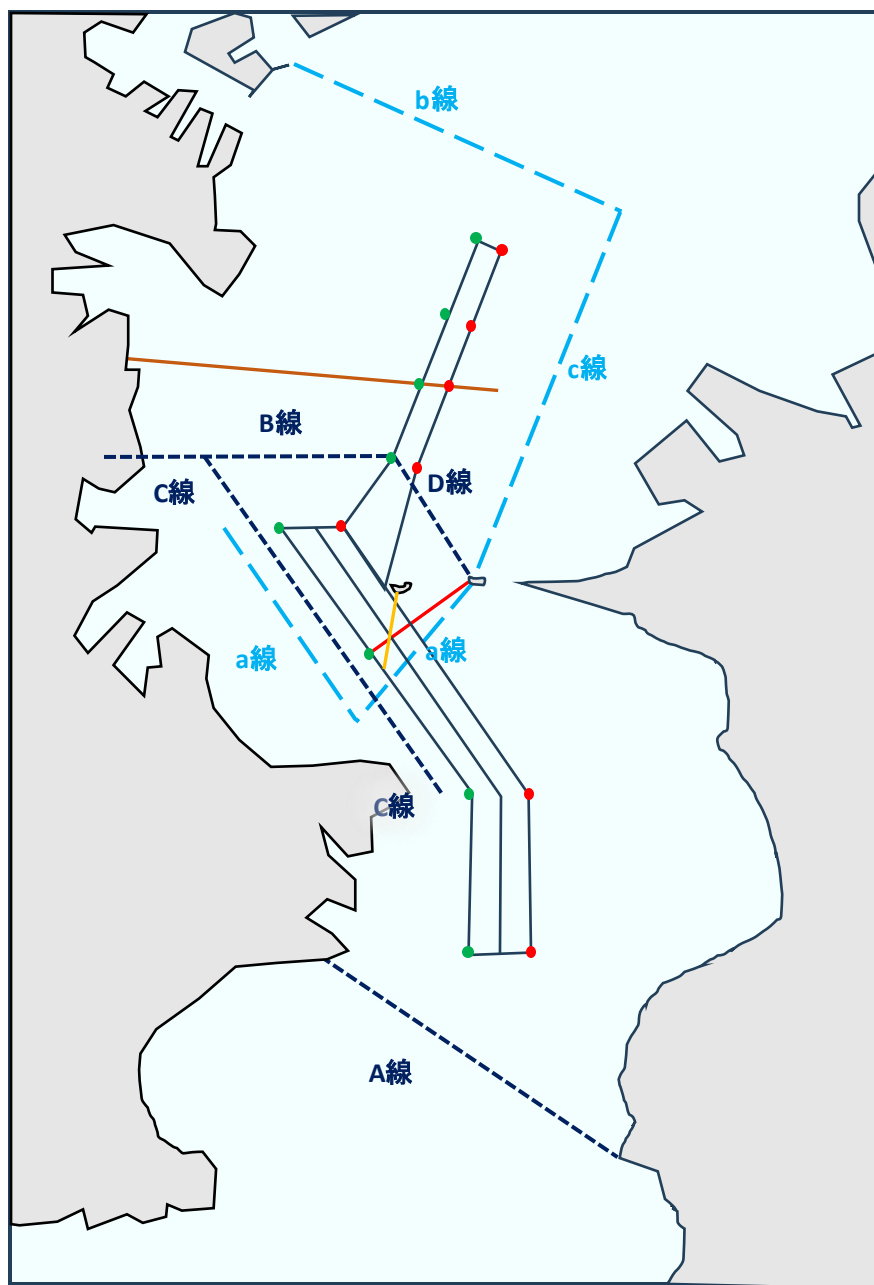
非常災害時の大型船舶優先避難錨地

- ①北緯 35 度 27 分 25 秒 東経 139 度 51 分 14 秒
- ②北緯 35 度 25 分 39 秒 東経 139 度 52 分 00 秒
- ③北緯 35 度 23 分 54 秒 東経 139 度 48 分 42 秒
- ④北緯 35 度 25 分 03 秒 東経 139 度 47 分 40 秒

の各地点により囲まれた海域

航路航行義務区間(浦賀水道航路及び中ノ瀬航路)

※各ラインの正確な位置は海図でご確認ください。



航路航行義務船が航行しなければならない区間

浦賀水道航路

- ・A線、B線間を航行する場合 ----- 全区間
- ・A線、C線間を航行する場合 ----- **赤色のライン**と浦賀水道航路南側出入り口との区間
※第一海堡南西端から235° に引いた線
- ・A線、D線間を航行する場合 ----- **橙色のライン**と浦賀水道航路南側出入り口との区間
※第二海堡海堡灯台から188° 30' に引いた線

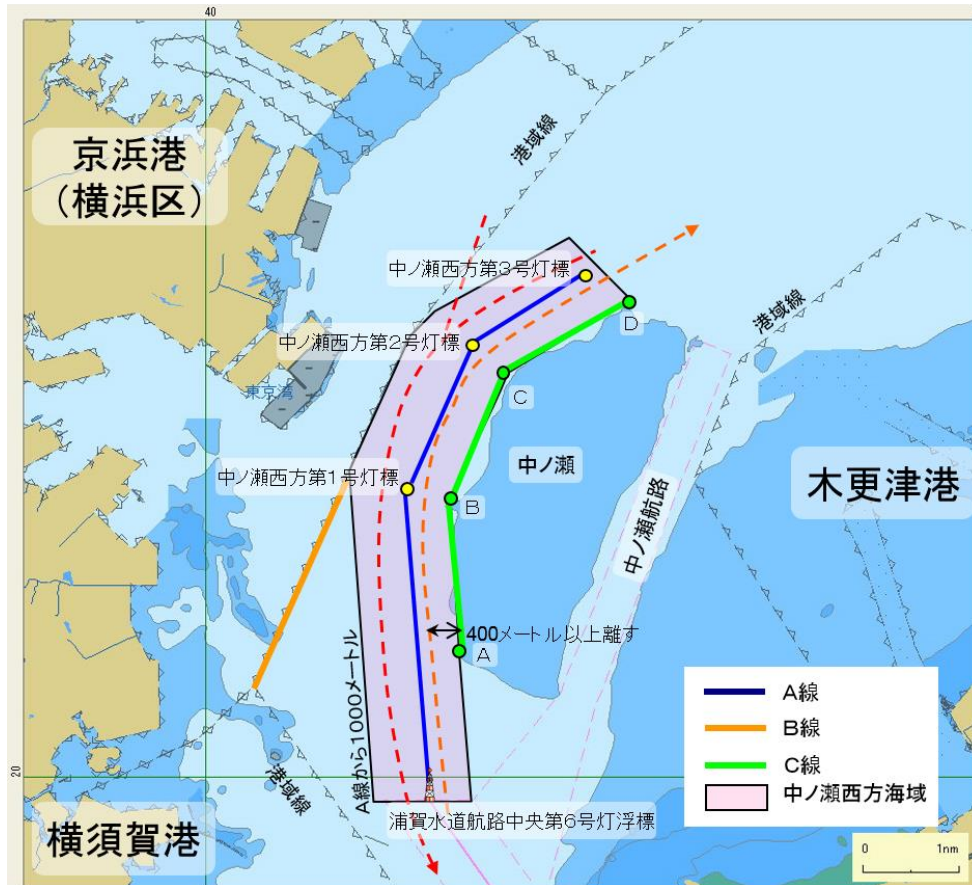
中ノ瀬航路

- ・a線、b線間を航行する場合 ----- 全区間
- ・a線、c線間を航行する場合 ----- **茶色のライン**以南の区間。
※円海山山頂から66° 30' 4500メートルの地点から95° に引いた線以南の区間

※喫水が20m以上の船舶については中ノ瀬航路航行義務が免除されています。

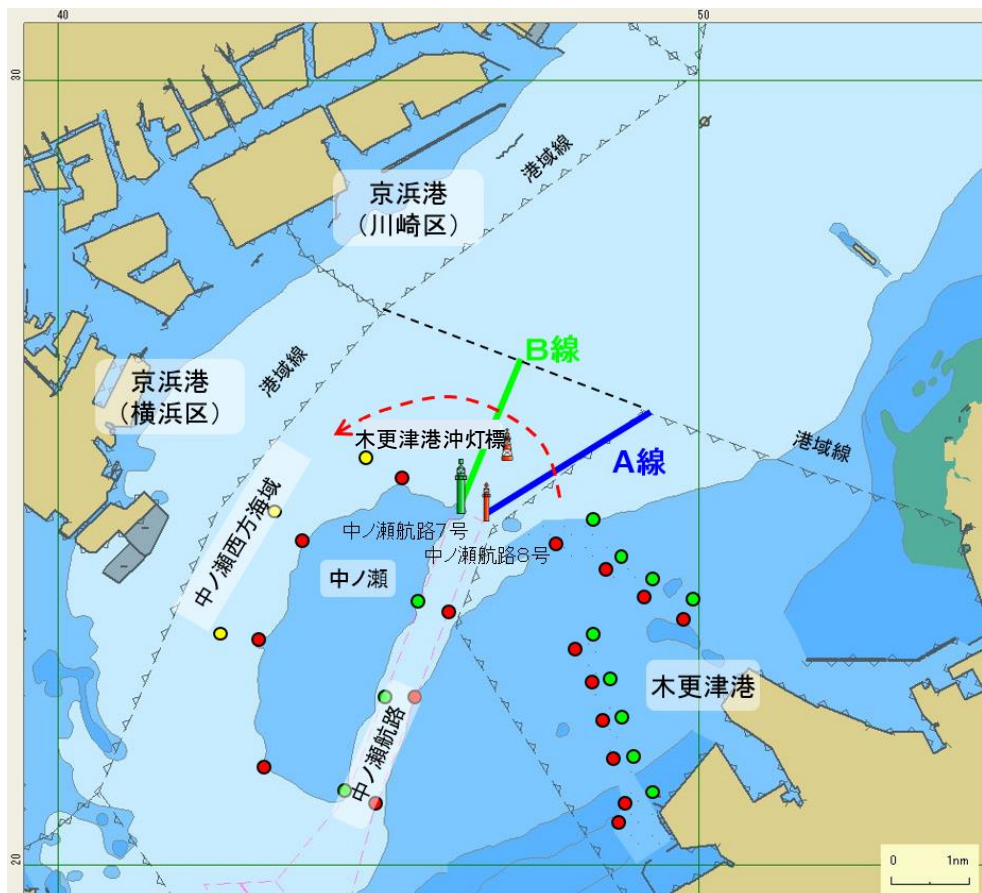
中ノ瀬西方海域における経路

別図2



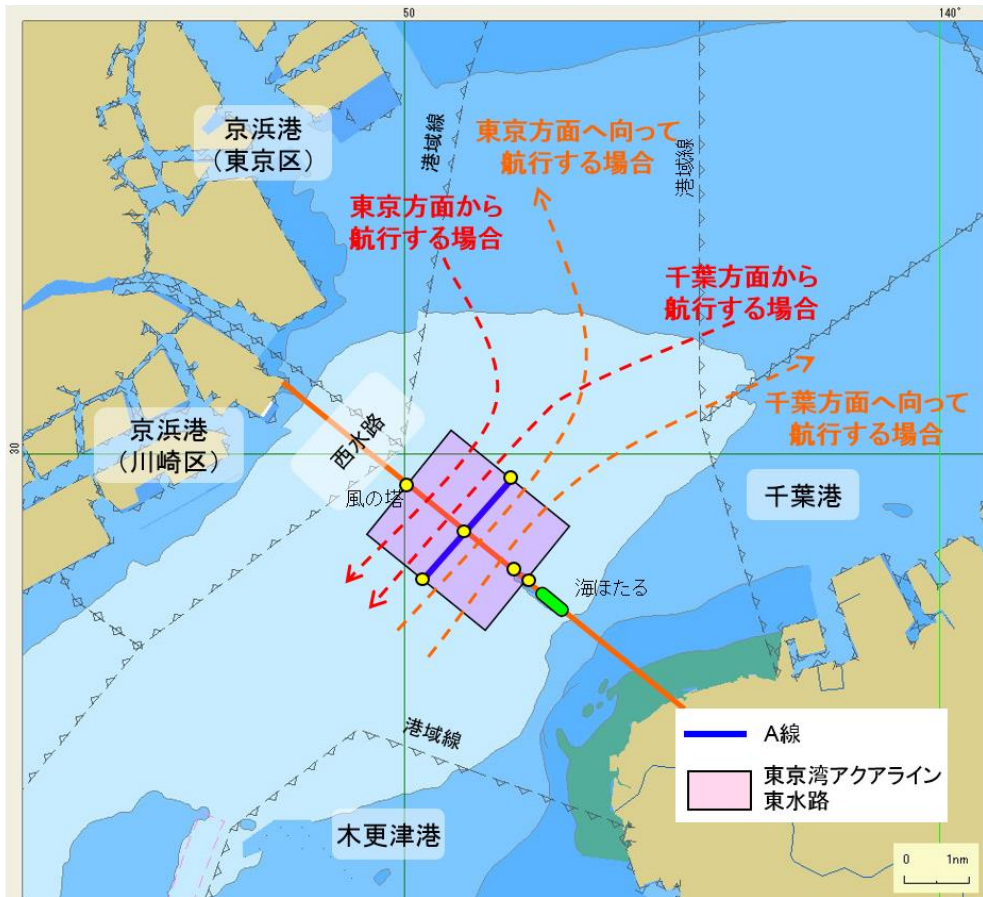
木更津港沖灯標付近海域における経路

別図3



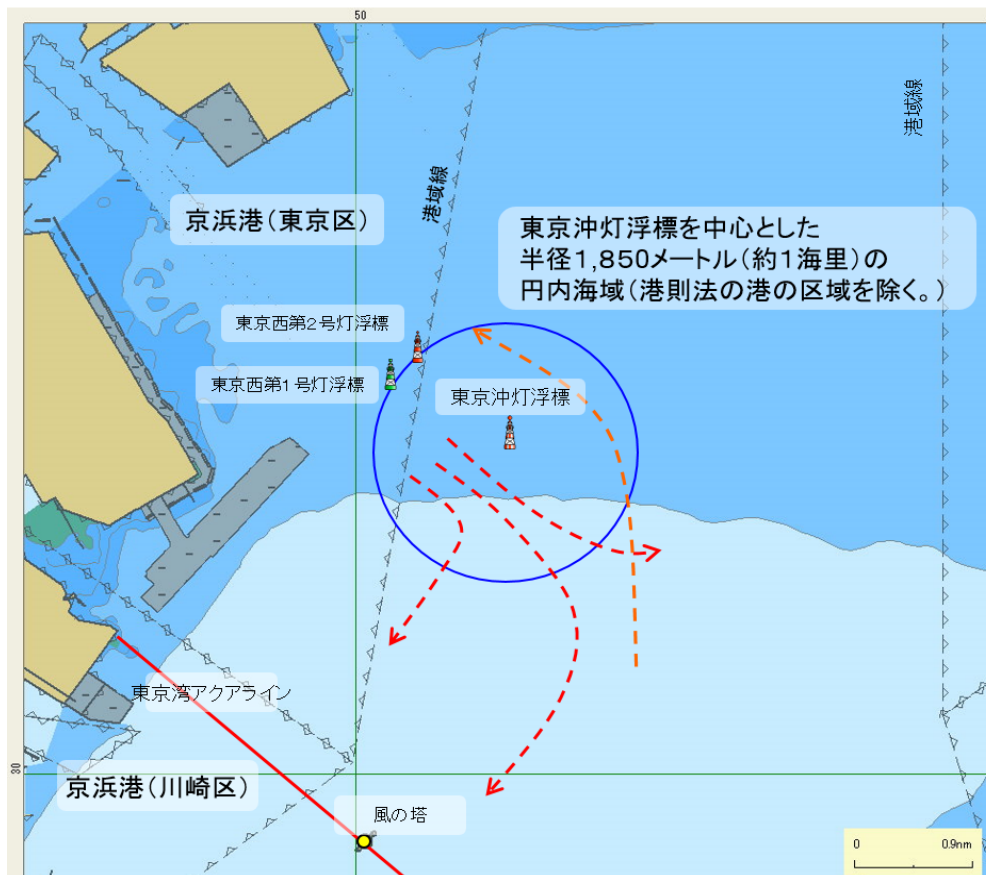
東京湾アクアライン東水路付近海域における経路

別図4



東京沖灯浮標付近海域における経路

別図5



南航船

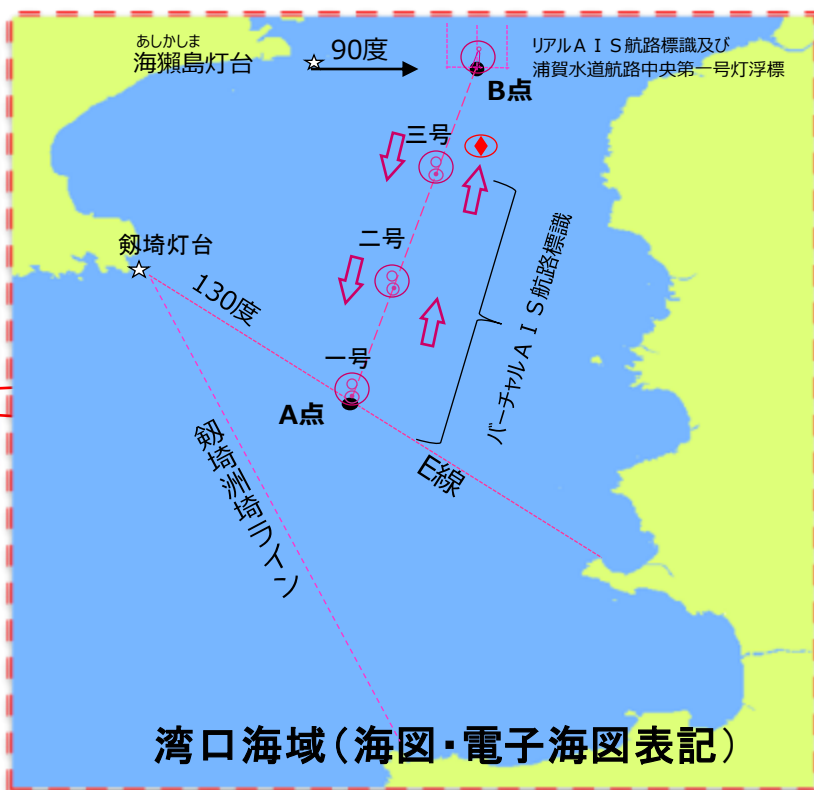
浦賀水道航路を航行し、引き続きE線を横切って航行しようとする船舶

➤ 中心線の**西側**を航行

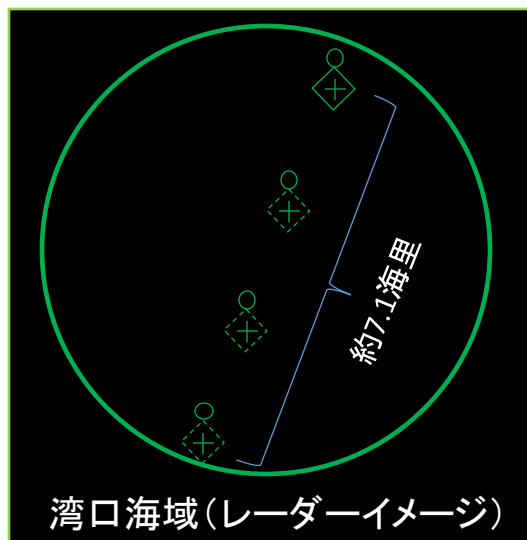
北航船

E線(※1)を横切り、引き続き浦賀水道航路を航行しようとする船舶)

➤ 中心線(※2)の**東側**を航行



※AIS搭載船の場合、レーダ画面上は、シンボルマーク※のみが表示され中心線は表示されません。



(※1) E線

➤ 剣埼灯台から130度方向に陸岸まで引いた線

(※2) 中心線：下記A点とB点を結んだ線

➤ A点

剣埼灯台から130度、7,590メートルの地点

➤ B点

海獺島灯台から90度、3,770メートルの地点

※シンボルマークはレーダーの機種により異なる場合があります

千葉港の千葉航路及び市原航路は、港則法に基づき航行管制を行っています。
これら2つの航路を入出航する場合には、東京湾海上交通センターと連絡を取り、信号に従って航行してください。

管制航路と管制信号所位置



閃光式信号
(千葉航路)

中央港信号所
千葉航路(閃光式信号)

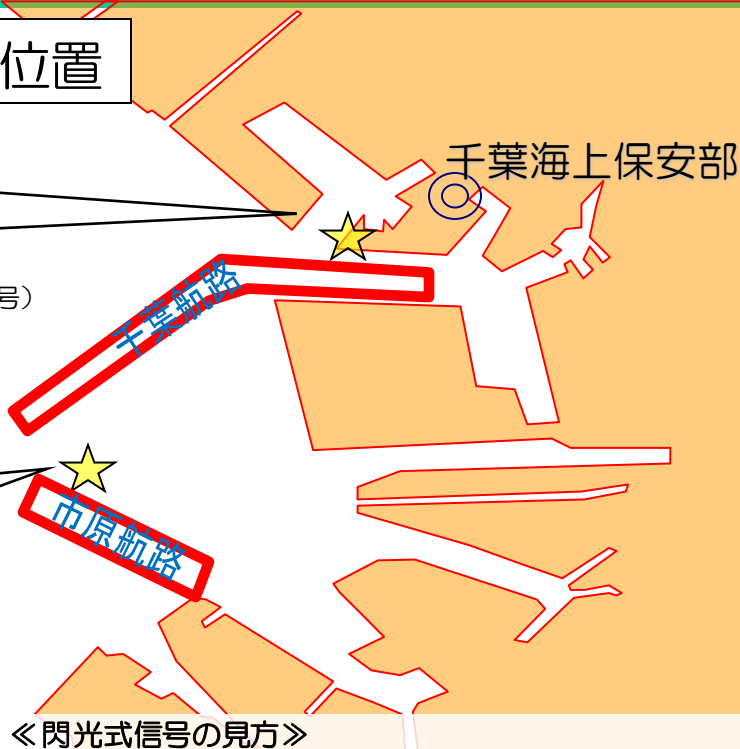


閃光式信号
(市原航路)

電光文字式信号
(千葉航路)

千葉灯標

千葉航路(電光文字式信号)
市原航路(閃光式信号)



《閃光式信号の見方》

- ・入航船は、赤の光が見えた⇒入航出来ません！
 - ・出航船は、白の光が見えた⇒出航出来ません！
 - ・赤白の交互の点滅が見えた⇒大型船は入航出来ません！
- ※詳しい信号の意味は下記をご覧ください。

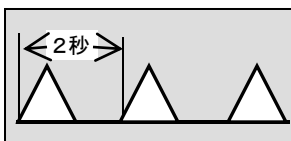
電光文字式

閃光式

管制信号の意味

入航信号

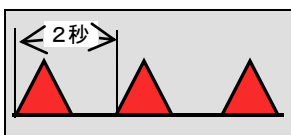
I
の点滅



- ・入航船は入航可
- ・長さ50m以上(総トン数500トン未満を除く)の船舶は出航禁止。ただし、港長の指示を受けた船舶は出航可
- ・長さ50m未満または総トン数500トン未満の船舶は出航可

出航信号

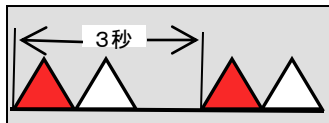
O
の点滅



- ・出航船は出航可
- ・長さ50m以上(総トン数500トン未満を除く)の船舶は入航禁止。ただし、港長の指示を受けた船舶は入航可
- ・長さ50m未満または総トン数500トン未満の船舶は入航可

自由信号

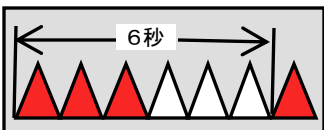
F
の点滅



- ・千葉航路は長さ140m以上、市原航路は長さ125m以上両航路共に油送船にあっては総トン数1,000トン以上の船舶は入出航禁止
- ・その他の船舶は入出航可

禁止信号

X
の点灯



- ・港長の指示する船舶以外は航行禁止



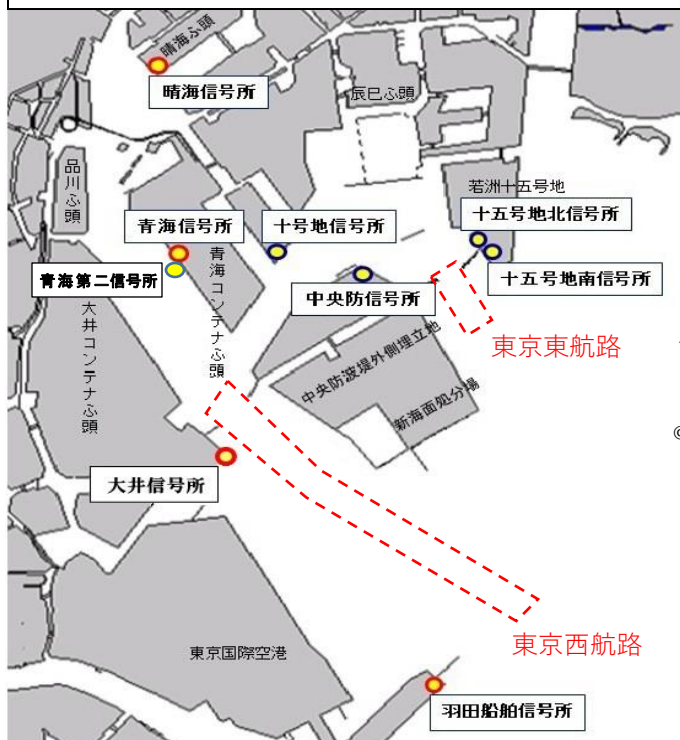
©JCGA

東京湾海上交通センターとのV H F無線通信での連絡の際は、「とうきょうマーチス ちば」を冒頭に冠して通報下さい。

京浜港東京区の管制信号の種類及び意味

別図8

管制航路と信号所位置



京浜港東京区の東京東航路及び西航路は、港則法に基づき航行管制を行っています。

これら2つの航路を入出航する場合には、東京湾海上交通センターと連絡を取り、信号に従って航行してください。



東京湾海上交通センターとのV H F無線通信での連絡の際は、「とうきょうマーチス とうきょう」を冒頭に冠して通報下さい。

東京東航路 管制信号の意味

信号所名

十五号地北・十五号地南・中央防・十号地 各信号所

入航信号

I
の点滅

- 入航船は入航可
- 長さ50m以上(500トン未満を除く)の船舶は出航禁止
ただし、港長の指示を受けた船舶は出航可
- 長さ50m未満または総トン数500トン未満の船舶は出航可

出航信号

O
の点滅

- 出航船は出航可
- 長さ50m以上(総トン数500トン未満を除く)の船舶は入航禁止
ただし、港長の指示を受けた船舶は入航可
- 長さ50m未満または総トン数500トン未満の船舶は入航可

自由信号

F
の点滅

- 長さ150m(油槽船にあつては総トン数1,000トン)以上の入出航船は、入出航禁止
- 長さ150m(油槽船にあつては総トン数1,000トン)未満の入出航船は、入出航可

禁止信号

X
の点灯

- 港長の指示船以外入出航禁止

電光文字式

切替予告信号

XI
の交互点滅

- 信号はまもなくIの点滅に変わる

XO
の交互点滅

- 信号はまもなくOの点滅に変わる

XF
の交互点滅

- 信号はまもなくFの点滅に変わる

X
の交互点滅

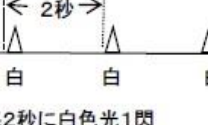
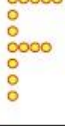
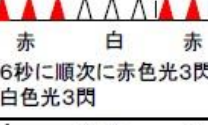
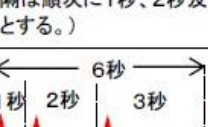
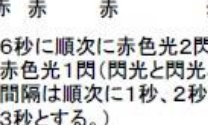
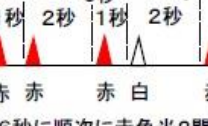
- 航路内航行船は、入出航行可
- 航路外にある全船舶は、航路外で航路内航行船の進路を避けて待機
- 信号はまもなくXの点灯に変わる

- 航路内航行船は、入出航行可
- 航路外にある長さ50m以上の入出航船(総トン数500トン未満の船舶を除く)は、航路外で航路内航行船の進路を避けて待機
- 航路外の長さ50m未満または総トン数500トン未満の入出航船は、入出航可

京浜港東京区の管制信号の種類及び意味

東京西航路 管制信号の意味

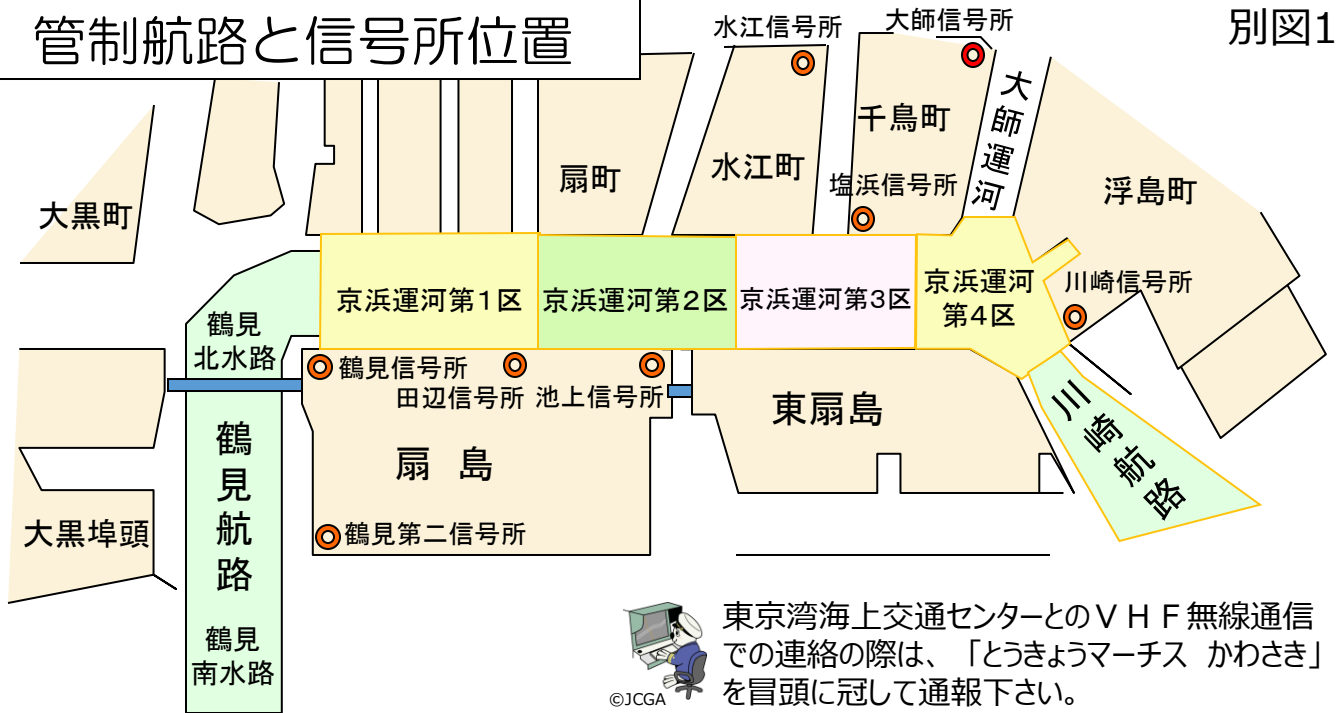
別図9

信号所名	青海・青海第二・晴海各信号所		大井信号所・羽田船舶信号所	
信号の種類	信号の方法 文字式(昼夜間)	信号の意味	信号の方法 閃光式(昼夜間)	信号の意味
入 航 号	 の点滅	・入航船は、入航可 ・長さ100m以上の船舶は、出航禁止 ・ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航可 ・長さ100m未満の出航船は、出航可	 白 白 白 毎2秒に白色光1閃	・入航船は、入航可 ・長さ100m以上の船舶は、出航禁止 ・ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航可 ・長さ100m未満の出航船は、出航可
出 航 号	 の点滅	・出航船は、出航可 ・長さ100m以上の船舶は、入航禁止 ・ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航可 ・長さ100m未満の入航船は、入航可	 赤 赤 赤 毎2秒に赤色光1閃	・出航船は、出航可 ・長さ100m以上の船舶は、入航禁止 ・ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航可 ・長さ100m未満の入航船は、入航可
自 由 号	 の点滅	・長さ300m(油槽船は、総トン数5,000トン)以上の入出航船は、入出航禁止 ・長さ300m(油槽船は、総トン数5,000トン)未満の入出航船は、入出航可	 赤 白 赤 白 毎3秒に順次に赤色光1閃及び白色光1閃	・長さ300m(油槽船は、総トン数5,000トン)以上の入出航船は、入出航禁止 ・長さ300m(油槽船は、総トン数5,000トン)未満の入出航船は、入出航可
禁 止 号	 の点灯	・港長の指示船以外入出航禁止	 赤 白 赤 毎6秒に順次に赤色光3閃及び白色光3閃	・港長の指示船以外入出航禁止
切 替 予 告 信 号	 の交互点滅	・航路内航行船は、入出航可 ・航路外にある長さ100m以上の入出航船は、航路外で航路内航行船の進路を避けて待機 ・ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航可 ・航路外にある長さ100m未満の入出航船は、入出航可 ・信号は間もなくIの点滅に変わる	 赤 赤 白 赤 毎6秒に順次に赤色光2閃及び白色光1閃(閃光と閃光との間隔は順次に1秒、2秒及び3秒とする。)	・航路内航行船は、入出航可 ・航路外にある長さ100m以上の入出航船は、航路外で航路内航行船の進路を避けて待機 ・ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航可 ・航路外にある長さ100m未満の入出航船は、入出航可 ・信号は間もなく毎2秒に白色光1閃に変わる
	 の交互点滅	・航路内航行船は、入出航可 ・航路外にある長さ100m以上の入出航船は、航路外で航路内航行船の進路を避けて待機 ・ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航可 ・航路外にある長さ100m未満の入出航船は、入出航可 ・信号は間もなくOの点滅に変わる	 赤 赤 赤 赤 毎6秒に順次に赤色光2閃及び白色光1閃(閃光と閃光との間隔は順次に1秒、2秒及び3秒とする。)	・航路内航行船は、入出航可 ・航路外にある長さ100m以上の入出航船は、航路外で航路内航行船の進路を避けて待機 ・ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航可 ・航路外にある長さ100m未満の入出航船は、入出航可 ・信号は間もなく毎2秒に赤色光1閃に変わる
	 の交互点滅	・航路内航行船は、入出航可 ・航路外にある長さ100m以上の入出航船は、航路外で航路内航行船の進路を避けて待機 ・ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航可 ・航路外にある長さ100m未満の入出航船は、入出航可 ・信号は間もなくF点滅に変わる	 赤 赤 赤 白 赤 毎6秒に順次に赤色光2閃、赤色光1閃及び白色光1閃(閃光と閃光との間隔は順次に1秒、2秒、1秒及び2秒とする。)	・航路内航行船は、入出航可 ・航路外にある長さ100m以上の入出航船は、航路外で航路内航行船の進路を避けて待機 ・ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航可 ・航路外にある長さ100m未満の入出航船は、入出航可 ・信号は間もなく毎3秒に順次に赤色光1閃及び白色光1閃に変わる
	 の点滅	・航路内航行船は、入出航可 ・航路外にある全船舶は、航路外で航路内航行船の進路を避けて待機 ・信号は間もなくXの点灯に変わる	 赤 赤 白 白 赤 毎6秒に順次に赤色光2閃及び白色光2閃(閃光と閃光との間隔は順次に1秒、2秒、1秒及び2秒とする。)	・航路内航行船は、入出航可 ・航路外にある全船舶は、航路外で航路内航行船の進路を避けて待機 ・信号は間もなく毎6秒に順次に赤色光3閃及び白色光3閃に変わる

京浜港川崎区の管制信号の種類及び意味

別図10

管制航路と信号所位置



川崎航路・鶴見航路・京浜運河の大型船舶の航行管制

- * 管制船 …… 総トン数1,000トン以上の船舶(X信号は、全船舶適用)
- * 一方通航 …… 総トン数1,000トン以上の船舶は、原則として鶴見航路から入航し、川崎航路から出航する一方通航
 - ・船舶は、航路内(川崎・鶴見航路)において、追い越し禁止
- * 追い越し禁止 …… 船舶は、川崎第1区及び横浜第4区内(京浜運河内)において次の場合を除き追い越し禁止
 - ・他の船舶が安全に通過させるための動作をとる必要がないとき
 - ・他の船舶の進路を安全に避けられるとき
- * 通り抜け禁止 …… 総トン数500トン以上の船舶は、京浜運河の通り抜け禁止
- * 西行禁止 …… 総トン数1,000トン以上の船舶は、京浜運河第2区、第3区の境界を超えて西行禁止
- * 回転禁止 …… 総トン数1,000トン以上の船舶は、06:30～09:00の間、京浜運河内で回転禁止
- * 全ての船舶が水路及び航路外で待機
 - ・… 総トン数15,000トン以上の船舶が鶴見航路北水路及び川崎航路を航行するとき
 - 鶴見北水路入航時 …… 京浜運河第一区X信号 鶴見北水路出航時 …… 鶴見航路北水路X信号
 - 川崎航路入航時 …… 京浜運河第四区X信号 川崎航路出航時 …… 川崎航路X信号

I'点滅…入航信号：入航可(川崎・鶴見航路)

O'点滅…出航信号：出航可(川崎・鶴見航路)

T'点滅…西行信号：西行可、枝運河からの出航可(京浜運河第一区～四区)

T点灯…西行信号：西行可、枝運河への入航可(京浜運河第一区～四区)

K'点滅…東行信号：東行可、枝運河からの出航可(京浜運河第一区～四区)

K点灯…東行信号：東行可、枝運河への入航可(京浜運河第一区～四区)

X'点滅…注意信号：水路・航路・区内の船舶は、航行可

水路・航路・区外の船舶は、入航禁止

ただし、I・T・Kの信号をみて入・出航する船舶は、入出航行可

(鶴見北水路、川崎航路、京浜運河第一区・第四区)

X点灯…禁止信号：港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、航行不可

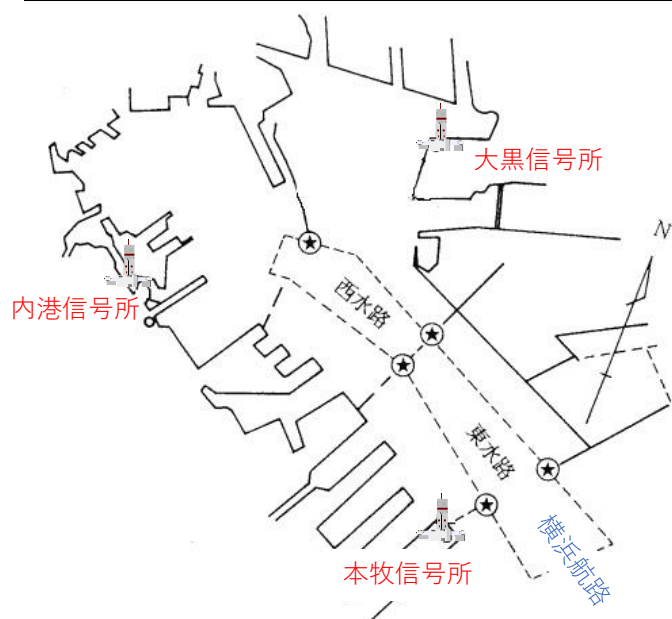
ただし、I・T・Kの信号をみて入・出航する船舶は、入出航行可

(鶴見北水路、川崎航路、京浜運河第一区・第四区)

京浜港横浜区の管制信号の種類と意味

別図11

管制航路と信号所位置



京浜港横浜区の横浜航路（西水路・東水路）は、港則法に基づき航行管制を行っています。

これら2つの水路を入出航する場合には、東京湾海上交通センターと連絡を取り、信号に従って航行してください。

横浜航路を横切りする船舶は以下に述べる管制の対象となりません。

したがって、X（禁止信号）を除き航路内航行船優先の原則に反しない限り信号にかかわらず横切ることができますが、極力F（自由信号）の間に横切ることとしてください。



東京湾海上交通センターとのV H F無線通信での連絡の際は、「とうきょうマーチス よこはま」を冒頭に冠して通報下さい。

横浜航路 管制信号の意味

信号所名 大黒信号所・内港信号所・本牧信号所

電光文字式

入航信号	I の点滅	- 入航船は入航可 - 長さ50m以上（総トン数500トン未満を除く）の船舶は出航禁止
出航信号	O の点滅	- 出航船は出航可 - 長さ50m以上（総トン数500トン未満を除く）の船舶は入航禁止
自由信号	F の点滅	- 長さ160m（油送船にあっては総トン数1,000トン）以上の船舶は、入出航禁止 - 上記以外の船舶は、入出航自由
禁止信号	X の点灯	港長の指示船以外入出航禁止
切替予告信号	XI の交互点滅	信号はまもなくIの点滅に変わる
	XO の交互点滅	信号はまもなくOの点滅に変わる
	XF の交互点滅	信号はまもなくFの点滅に変わる
	X の交互点滅	- 航路内航行船は、航行可 - 航路外にある長さ50m以上の船舶は、（総トン数500トン未満の船舶を除く）航路外で航路内航行船の進路を避けて待機
		- 航路内航行船は、航行可 - 航路外にある全船舶は、航路外で航路内航行船の進路を避けて航路外で待機 - 信号はまもなくXの点灯に変わる

1 AISによる行き先信号

平成22年7月1日より、港則法及び海上交通安全法の改正に伴い、AIS（船舶自動識別装置）の目的地情報欄の入力方法が定められ、同入力義務化されました。

AISを搭載した船舶の運航者は、この入力方法を理解のうえ、適正な入力に努めてください。

入力方法

〔目的港を示す記号を船舶自動識別装置の目的地情報欄に入力〕（表1）入力方法①の部分

- ・港則法の適用港に入港することを目的として当該港の港内又は境界付近を航行する船舶（AIS搭載船舶）は、当該港を示す記号をAISの目的地情報欄に入力します。
- ・海上交通安全法の航路を航行しようとする船舶（AIS搭載船舶）は、仕向港を示す記号をAISの目的地情報欄に入力します。

〔必要な時は、目的港の港内・境界付近での進路を示す記号を追加〕（表1）入力方法②の部分

- ・港内又は境界付近で錨泊する場合は、錨泊を示す記号を追加的に入力します。

（錨泊記号は全港共通 OFF です。）

- ・一部の特定港の港内を航行する場合は、同港内での進路を示すため、これまでの旗りゅう信号による表示に加え、進路を示す記号を追加的に入力。

〔必要な時は、経由するルートを示す記号を追加〕（表1）入力方式③の部分

- ・経由するルート等について必要な場合には更に追加して入力します。

（表1） 入力方法（IMOが推奨する入力方法）

船舶自動識別装置の目的地情報欄

>〇〇 〇〇〇 〇〇/〇〇〇

①

②

③

①仕向港を示す記号（港コード）

②港内の進路を示す記号（港内進路コード）

③その他経由ルート等を示す記号（経由進路コード）

※仕向港が港則法の適用港である場合は、港則法に基づき定める港の記号を入力（港則法の適用港でない場合は国連LOコードを入力）します。

※仕向港の港名が不明な場合には、国連LOコードの代わりに「?? ???」を入力します。

※仕向港が国連LOコードを有しない場合、又は仕向港の国連LOコードが不明な場合には、「===」の後に当該仕向港について一般的に受け入れられている英語名称を入力。そのような英語名称が不明な場合には、地域で使われている名称を入力します。

※②③が入力の必要がない場合もあります。

【例】京浜港横浜区を目的港とする船舶。横浜区内では瑞穂・新港ふ頭方面の係留施設に向かう船舶。

>JP YOK OS

①

②

①目的港が京浜港横浜区

②目的港内では第1区の係留施設へ

【例】木更津港(JP KZU)を目的港とする船舶。入港前に港の境界付近で錨泊。

>JP KZU OFF

①

②

①目的港が木更津港

②入港前に港の境界付近で錨泊

【例】千葉港第4区(JP ANE)を目的港とする船舶。

>JP ANE

①

①目的港が千葉港第4区

※千葉港は港コードが3種類あります。
第4区(JP ANE)、葛南区(JP FNB)、それ以外(JP CHB)

【例】博多港第2区(JP HKT)を目的港とする船舶で、博多港内では、第2区の係留施設に向かう船舶。
途中、関門港を西口の六連島東方に向かって同港を通過。

>JP HKT E2 / WM

①

②

③

①目的港が博多港

②目的港内では第2区の係留施設へ

③途中、関門港を西向きに通過

【例】京浜港（横浜区）を仕向港とする船舶。途中、東京湾内の中ノ瀬海域で錨泊しようとする船舶。
（港内では第3区のJFEスチール東日本製鉄所岸壁に向かって航行）

>JP YOK K / NNX

①

②

③

①仕向港が横浜港

②目的港内ではJFEスチール東日本製鉄所の係留施設へ

③途中、東京湾の中ノ瀬海域で錨泊

入力時期

AISの目的地情報は、港則法や海上交通安全法の適用のない一般海域においても、他の船舶に進路を知らせるために大変有効な情報です。

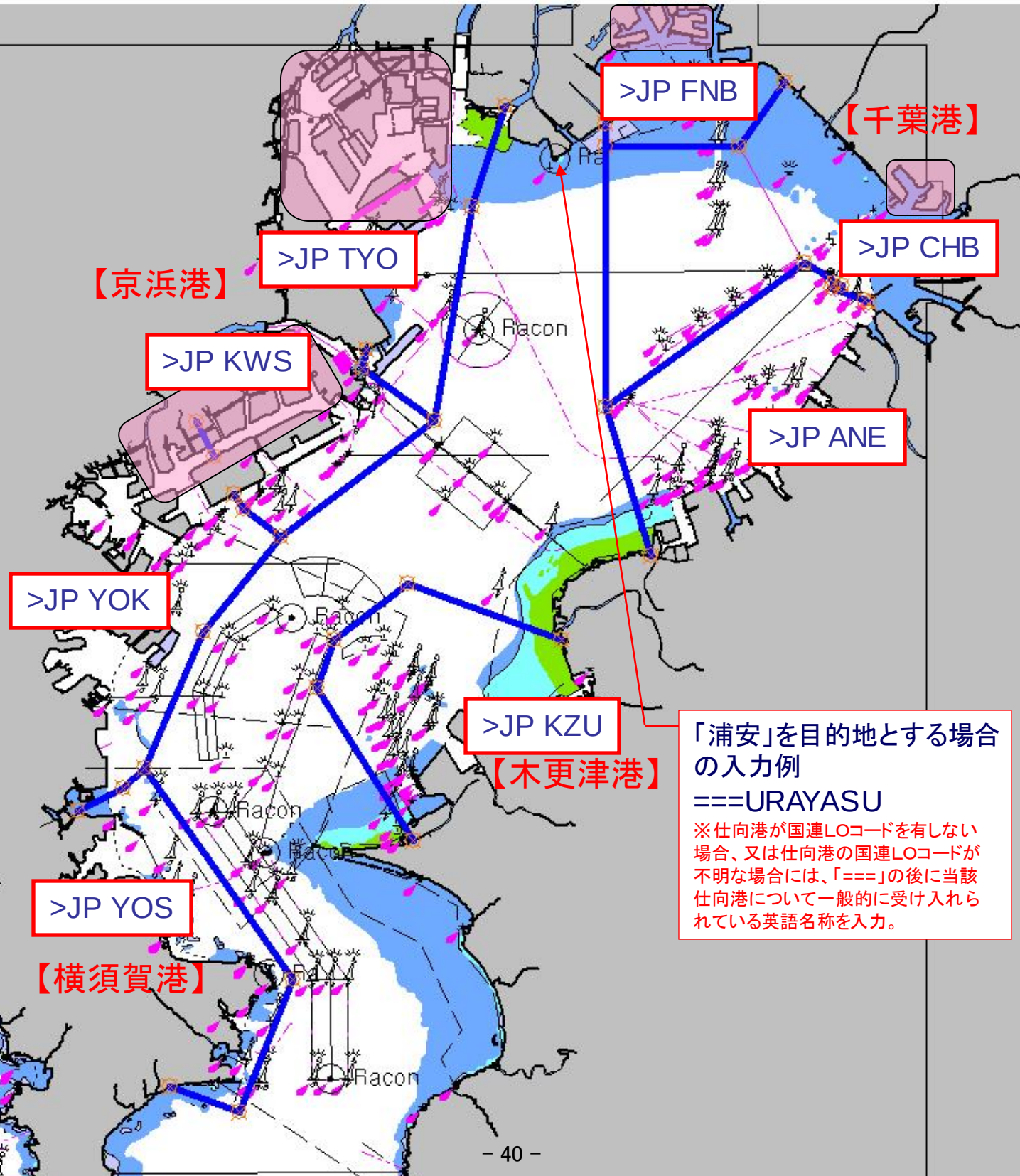
港則法適用港入航直前、海上交通安全法の航路入航直前のAISの操作が、見張り等の妨げにならないよう、できる限り早期に必要な記号を全て入力することができます。

したがって、出港前に、目的港や、航行する航路等が判明している場合には、入力しておくよう、お願いします。



ここでは、東京湾のAIS目的地入力を例に概要を説明します。東京湾内は、4つの港則法適用港（千葉港、京浜港、木更津港、横須賀港）がありますが、京浜港（東京区、川崎区、横浜区）と千葉港（葛南区、4区、それ以外）は、港コードを港区ごとに設定しているため、合計8つの港コードが設定されています。

港コードは、>の記号に続けて、最初に入力をするもので、東京湾外を航行中も他の船舶に仕向港を知らせる重要な記号です。

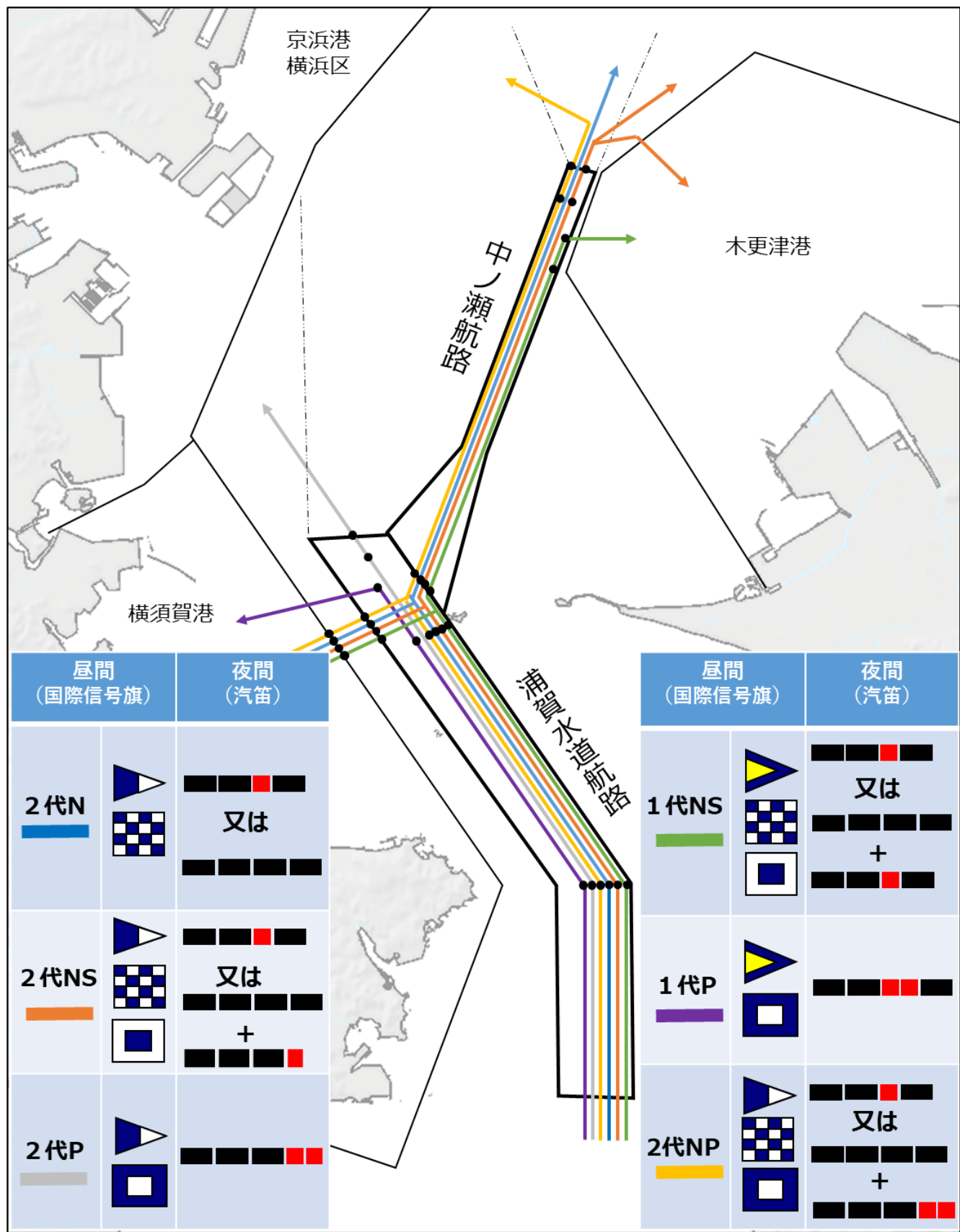


「浦安」を目的地とする場合の入力例

===URAYASU

※仕向港が国連LOコードを有しない場合、又は仕向港の国連LOコードが不明な場合には、「===」の後に当該仕向港について一般的に受け入れられている英語名称を入力。

2 浦賀水道航路、中ノ瀬航路の行き先信号

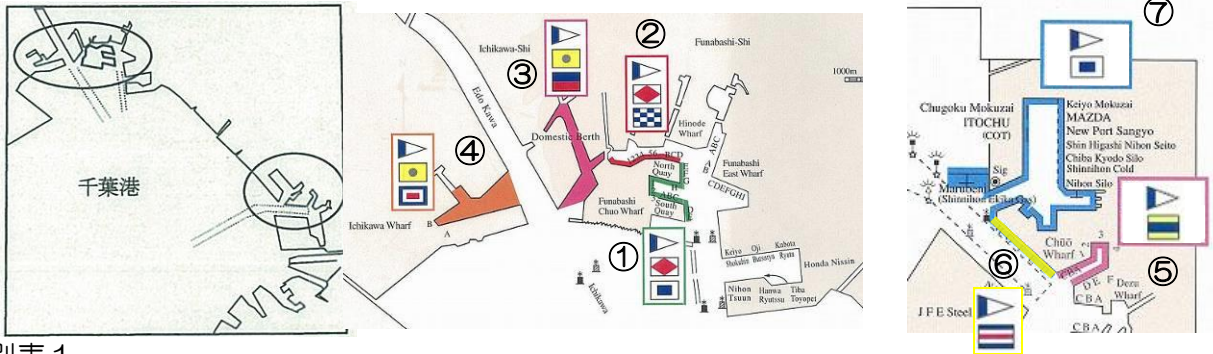


※凡例 ■ 長音 ■ 短音 ● 汽笛を吹鳴する地点

3 東京湾内の「港内進路コード」及び「旗りゅう信号」

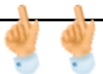
東京湾における行き先信号である、AISの「港内進路コード」及び国際信号旗による「旗りゅう信号」を港ごとに説明します。

(1) 千葉港



別表1

港の名称		港コード	港則法規則第11条に基づく進路信号		対応する港内進路コード	入力例
千葉	4区（姉ヶ崎・袖ヶ浦地区）	JP ANE	—			>JP ANE
	葛南区	JP FNB	①	2代・F・S	FS	>JP FNB FS
			②	2代・F・N	FN	>JP FNB FN
			③	2代・I・E	IE	>JP FNB IE
			④	2代・I・W	IW	>JP FNB IW
			①～④以外の葛南区での進路		XX	>JP FNB XX
	1区、2区、3区	JP CHB	⑤	2代・D	D	>JP CHB D
			⑥	2代・C	C	>JP CHB C
			⑦	2代・S	S	>JP CHB S
			⑤～⑦以外の1区～3区内での進路		XX	>JP CHB XX



©JCGA

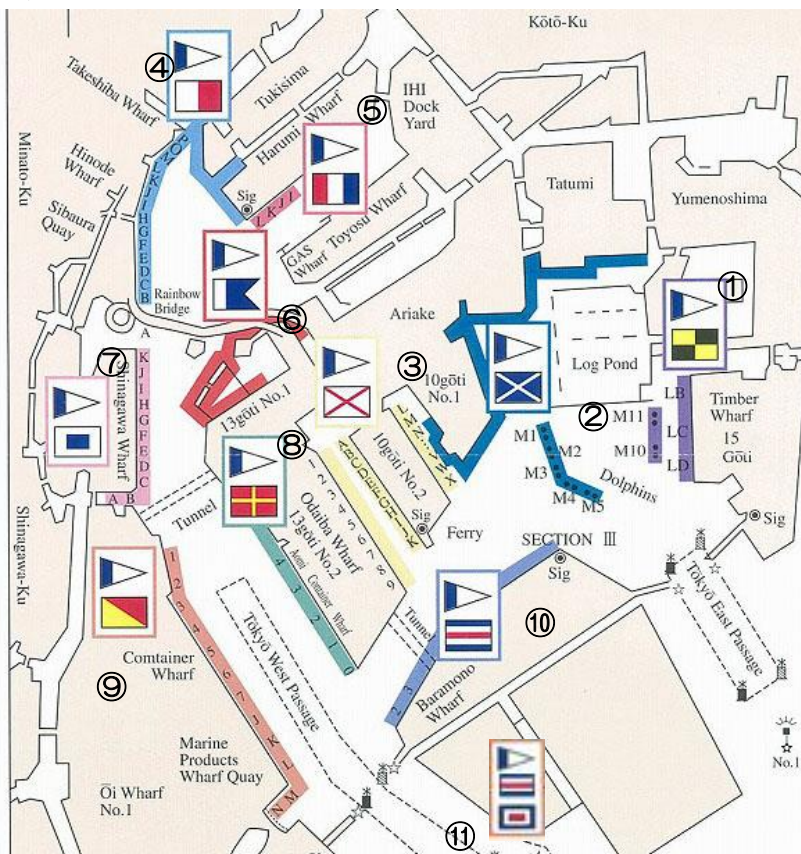
JPのあと、港コードと港内進路コードの間はスペース（空白）を入れてね。

よく見ると、旗りゅう信号の代表旗を省略した入力の規則になっているね。



©JCGA

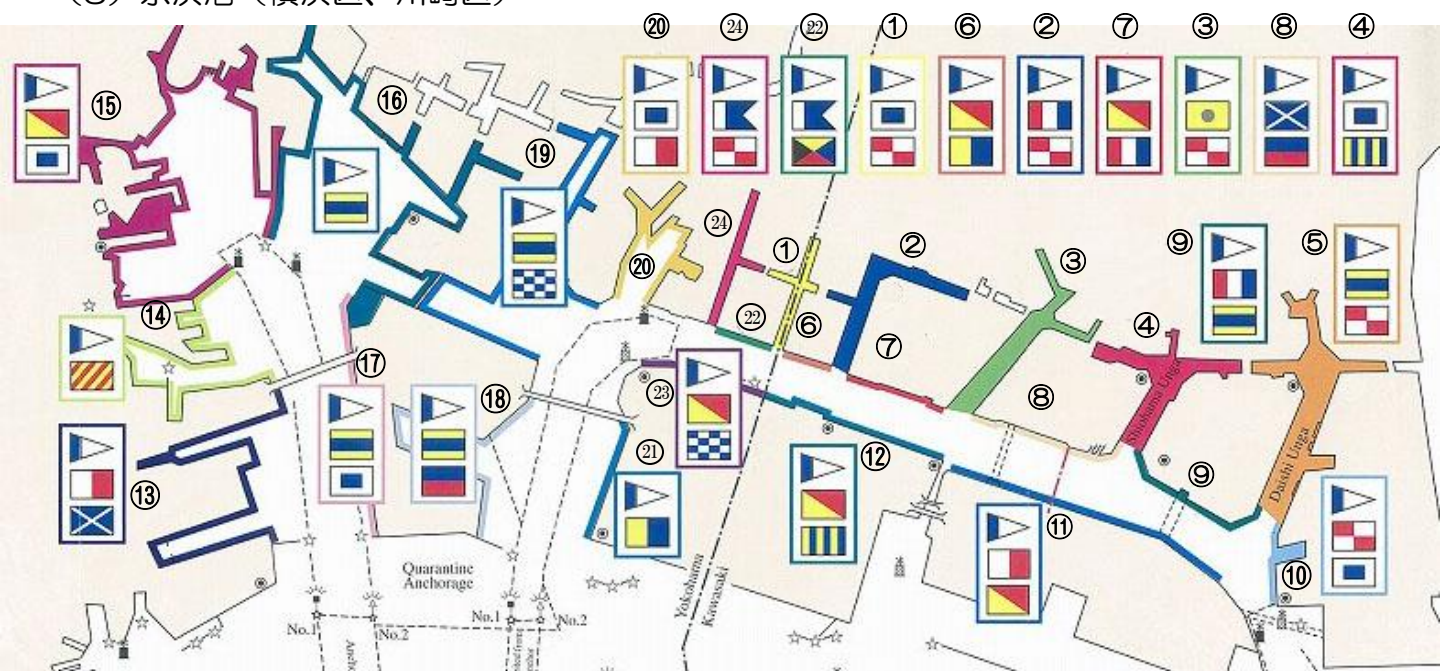
(2) 京浜港（東京区）



別表2

港の名称		港コード	港則法規則第11条 に基づく進路信号	対応する 港内進路 コード	入力例
京浜	東京区	JP TYO	① 2代・L	L	>JP TYO L
			② 2代・M	M	>JP TYO M
			③ 2代・V	V	>JP TYO V
			④ 2代・H	H	>JP TYO H
			⑤ 2代・T	T	>JP TYO T
			⑥ 2代・A	A	>JP TYO A
			⑦ 2代・S	S	>JP TYO S
			⑧ 2代・R	R	>JP TYO R
			⑨ 2代・O	O	>JP TYO O
			⑩ 2代・C	C	>JP TYO C
			⑪ 2代・CW	CW	>JP TYO CW
			上記以外の目的港内での進路	XX	>JP TYO XX

(3) 京浜港（横浜区、川崎区）



別表3

港の名称		港コード	港則法規則第11条 に基づく進路信号	対応する 港内進路 コード	入力例
京浜	川崎区	JP KWS	① 2代・S・U	SU	>JP KWS SU
			② 2代・T・U	TU	>JP KWS TU
			③ 2代・I・U	IU	>JP KWS IU
			④ 2代・S・G	SG	>JP KWS SG
			⑤ 2代・D・U	DU	>JP KWS DU
			⑥ 2代・O・K	OK	>JP KWS OK
			⑦ 2代・O・T	OT	>JP KWS OT
			⑧ 2代・M・E	ME	>JP KWS ME
			⑨ 2代・T・D	TD	>JP KWS TD
			⑩ 2代・U・S	US	>JP KWS US
			⑪ 2代・H・O	HO	>JP KWS HO
			⑫ 2代・O・G	OG	>JP KWS OG
			上記以外の目的港内での進路	XX	>JP KWS XX

別表4

港の名称		港コード	港則法規則第11条に基づく進路信号	対応する港内進路コード	入力例
京浜	横浜区	JP YOK	⑬ 2代・H・M	HM	>JP YOK HM
			⑭ 2代・Y	Y	>JP YOK Y
			⑮ 2代・O・S	OS	>JP YOK OS
			⑯ 2代・D	D	>JP YOK D
			⑰ 2代・D・S	DS	>JP YOK DS
			⑱ 2代・D・E	DE	>JP YOK DE
			⑲ 2代・D・N	DN	>JP YOK DN
			⑳ 2代・S・H	SH	>JP YOK SH
			㉑ 2代・K	K	>JP YOK K
			㉒ 2代・A・Z	AZ	>JP YOK AZ
			㉓ 2代・O・N	ON	>JP YOK ON
			㉔ 2代・A・U	AU	>JP YOK AU
			① 2代・S・U	SU	>JP YOK SU
			上記以外の目的港内での進路	XX	>JP YOK XX
			* 根岸方面	XX	>JP YOK XX NGI
			* 南本牧方面	XX	>JP YOK XX SHN
			* 本牧方面	XX	>JP YOK XX HNN

根岸・南本牧・本牧方面は、XX以降の項目が任意の入力項目だけど、進路が分かりやすいので、可能な限り入力してね。

©JCGA

4 AISによる行き先信号「東京湾内の経由進路コード」

経由進路	経由進路コード	入力例
東京湾の中ノ瀬で錨泊しようとする船舶	NNX	>JP YOK K/NNX 京浜港横浜第3区のJFEスチール東日本製鉄所岸壁に向かって航行する船舶であって、途中、東京湾内の中ノ瀬海域で錨泊しようとする船舶

湾内経由進路コードの前には／（スラッシュ）を入力してね。例 K／NNK 東京湾内はこれだけだよ。

©JCGA

Table of Input Codes to AIS

AISへの入力コード表

List of Port Codes (in the order of port name)

- **適用港の港コード一覧表(港名順)**

List of Codes showing the courses in port

- **港内での進路を示すコード一覧表**

List of Codes showing other courses

- **経由進路を示すコード一覧表**

<Notice>

- Adequate entry of data into AIS leads to improvement in ship safety while sailing. Please be sure of to enter the data properly.
- When leaving the port, please enter the data as soon as possible.

<お願い>

- AISの適正入力とは船舶航行の安全性向上につながります、適切な入力をお願いします。
- 出航前等、できる限り、早期の入力をお願いします。

適用港の港コード一覧表(港名順)

List of Port Codes(in the order of port name)

入力時:コード入力前に「>」を入力してください。

「>」が入力できない場合は「TO」と入力してください。

At the time of entry : Enter 「>」 before proceeding to entry.

In case of can NOT enter 「>」, enter 「TO」 to make up it.

港名 (都道府県名)	PORT (DISTRICT)	コード／CODE
網走 (北海道)	ABASHIRI (HOKKAIDO)	JP ABA
油津 (宮崎県)	ABURATSU (MIYAZAKI)	JP NIC
安下庄 (山口県)	AGENOSYO (YAMAGUCHI)	JP AGN
相浦 (長崎県)	AINOURA (NAGASAKI)	JP AIN
秋穂 (山口県)	AIO (YAMAGUCHI)	JP AII
相生 (兵庫県)	AIOI (HYOGO)	JP AIO
合津 (熊本県)	AIZU (KUMAMOTO)	JP AIZ
鰯ヶ沢 (青森県)	AJIGASAWA (AOMORI)	JP AJK
味野 (岡山県)	AJINO (OKAYAMA)	JP AJN
網代 (静岡県)	AJIRO (SHIZUOKA)	JP AJR
網代 (鳥取県)	AJIRO (TOTTORI)	JP AZJ
赤碕 (鳥取県)	AKASAKI (TOTTORI)	JP ASK
明石 (兵庫県)	AKASHI (HYOGO)	JP AKA
秋田船川 (秋田県)	AKITAFUNAGAWA (AKITA)	JP AFG
安芸津 (広島県)	AKITSU (HIROSHIMA)	JP AKT
鮎川 (宮城県)	AYUKAWA (MIYAGI)	JP AYU
別府 (大分県)	BEPPU (OITA)	JP BPU
千葉4区 (千葉県)	CHIBA No. 4 Div. (CHIBA)	JP ANE
千葉(上記を除く) (千葉県)	CHIBA (CHIBA)	JP CHB
千葉 葛南区 (千葉県)	CHIBA KATSUNAN area (CHIBA)	JP FNB
千代崎 (三重県)	CHIYOZAKI (MIE)	JP CYZ
銚子 (茨城県・千葉県)	CHOSHI (IBARAKI・CHIBA)	JP CHO
伊達 (北海道)	DATE (HOKKAIDO)	JP DAT
江迎 (長崎県)	EMUKAE (NAGASAKI)	JP EMU
江名 (福島県)	ENA (FUKUSHIMA)	JP ENA
えりも (北海道)	ERIMO (HOKKAIDO)	JP EMM
江崎 (山口県)	ESAKI (YAMAGUCHI)	JP ESK
江差 (北海道)	ESASHI (HOKKAIDO)	JP ESI
枝幸 (北海道)	ESASHI (HOKKAIDO)	JP ESS
恵曇 (島根県)	ETOMO (SHIMANE)	JP ETM
郷ノ浦 (長崎県)	GONOURA (NAGASAKI)	JP GON
江津 (島根県)	GOTSU (SHIMANE)	JP GOT
郡家 (兵庫県)	GUNGE (HYOGO)	JP GNG
郡中 (愛媛県)	GUNTYU (EHIME)	JP IYO
羽幌 (北海道)	HABORO (HOKKAIDO)	JP HBO

港名 (都道府県名)	PORT (DISTRICT)	コード／CODE
厚岸 (北海道)	AKKESHI (HOKKAIDO)	JP AKE
赤穂 (兵庫県)	AKO (HYOGO)	JP AKO
阿久根 (鹿児島県)	AKUNE (KAGOSHIMA)	JP AKN
穴水 (石川県)	ANAMIZU (ISHIKAWA)	JP ANM
青方 (長崎県)	AOKATA (NAGASAKI)	JP AOK
青森 (青森県)	AOMORI (AOMORI)	JP AOM
青苗 (北海道)	AONAE (HOKKAIDO)	JP AON
有川 (長崎県)	ARIKAWA (NAGASAKI)	JP ARK
厚狭 (山口県)	ASA (YAMAGUCHI)	JP ASA
浅川 (徳島県)	ASAKAWA (TOKUSHIMA)	JP ASW
浅茂川 (京都府)	ASAMOGAWA (KYOTO)	JP AMG
芦辺 (長崎県)	ASHIBE (NAGASAKI)	JP ASB
芦屋 (福岡県)	ASHIYA (FUKUOKA)	JP ASZ
熱海 (静岡県)	ATAMI (SHIZUOKA)	JP AMI
粟野 (山口県)	AWANO (YAMAGUCHI)	JP YYA
深浦 (青森県)	FUKAURA (AOMORI)	JP FKK
深浦 (愛媛県)	FUKAURA (EHIME)	JP FKR
深日 (大阪府)	FUKE (OSAKA)	JP FUE
福江 (愛知県)	FUKUE (AICHI)	JP FKE
福江 (長崎県)	FUKUE (NAGASAKI)	JP FKN
福井 (福井県)	FUKUI (FUKUI)	JP FKJ
福良 (兵庫県)	FUKURA (HYOGO)	JP FRA
福島 (北海道)	FUKUSHIMA (HOKKAIDO)	JP FKU
福島 (宮崎県)	FUKUSHIMA (MIYAZAKI)	JP FMS
福浦 (石川県)	FUKUURA (ISHIKAWA)	JP FRJ
福山 (広島県)	FUKUYAMA (HIROSHIMA)	JP FKY
福山 (鹿児島県)	FUKUYAMA (KAGOSHIMA)	JP FYM
船泊 (北海道)	FUNADOMARI (HOKKAIDO)	JP FND
伏木富山 (富山県)	FUSHIKI(TOYAMA) (TOYAMA)	JP FTX
五ヶ所 (三重県)	GOKASYO (MIE)	JP GKS
浜名 (静岡県)	HAMANA (SHIZUOKA)	JP HMN
浜坂 (兵庫県)	HAMASAKA (HYOGO)	JP HKJ
羽茂 (新潟県)	HAMOCHI (NIIGATA)	JP HMC
花咲 (北海道)	HANASAKI (HOKKAIDO)	JP HNK
阪南 (大阪府)	HANNAN (OSAKA)	JP HAN

入力時:コード入力前に「>」を入力してください。
「>」が入力できない場合は「TO」と入力してください。

港名 (都道府県名)	PORT (DISTRICT)	コード／CODE
土生 (広島県)	HABU (HIROSHIMA)	JP HAB
波浮 (東京都)	HABU (TOKYO)	JP HAU
八戸 (青森県)	HACHINOHE (AOMORI)	JP HHE
萩 (山口県)	HAGI (YAMAGUCHI)	JP HAG
榛原 (静岡県)	HAIBARA (SHIZUOKA)	JP HBA
伯方 (愛媛県)	HAKATA (EHIME)	JP HKS
博多 (福岡県)	HAKATA (FUKUOKA)	JP HKT
函館 (北海道)	HAKODATE (HOKKAIDO)	JP HKP
浜田 (島根県)	HAMADA (SHIMANE)	JP HMD
浜島 (三重県)	HAMAJIMA (MIE)	JP HJM
日置 (和歌山県)	HIKI (WAKAYAMA)	JP HIK
引本 (三重県)	HIKIMOTO (MIE)	JP HMT
姫戸 (熊本県)	HIMEDO (KUMAMOTO)	JP HDO
姫路 (兵庫県)	HIMEJI (HYOGO)	JP HIM
姫川 (新潟県)	HIMEKAWA (NIIGATA)	JP HMK
氷見 (富山県)	HIMI (TOYAMA)	JP HMJ
日生 (岡山県)	HINASE (OKAYAMA)	JP HIN
平戸 (長崎県)	HIRADO (NAGASAKI)	JP HRD
平潟 (茨城県)	HIRAKATA (IBARAKI)	JP HRK
平生 (山口県)	HIRAO (YAMAGUCHI)	JP HRA
平良 (沖縄県)	HIRARA (OKINAWA)	JP HRR
平沢 (秋田県)	HIRASAWA (AKITA)	JP HSW
広島 (広島県)	HIROSHIMA (HIROSHIMA)	JP HIJ
広田 (岩手県)	HIROTA (IWATE)	JP HTA
日立 (茨城県)	HITACHI (IBARAKI)	JP HTC
伊万里 (佐賀県・長崎県)	IMARI (SAGA・NAGASAKI)	JP IMI
稲取 (静岡県)	INATORI (SHIZUOKA)	JP INR
伊根 (京都府)	INE (KYOTO)	JP INE
伊良湖 (愛知県)	IRAGO (AICHI)	JP IRK
石垣 (沖縄県)	ISHIGAKI (OKINAWA)	JP ISG
石狩湾 (北海道)	ISHIKARIWAN (HOKKAIDO)	JP ISW
石巻 (宮城県)	ISHINOMAKI (MIYAGI)	JP ISM
一色 (愛知県)	ISSIKI (AICHI)	JP IKJ
一湊 (鹿児島県)	ISSO (KAGOSHIMA)	JP KYR
伊東 (静岡県)	ITOH (SHIZUOKA)	JP ITJ
厳島 (広島県)	ITSUKUSHIMA (HIROSHIMA)	JP ITS
岩船 (新潟県)	IWAFUNE (NIIGATA)	JP IWH

At the time of entry : Enter 「>」 before proceeding to entry.
In case of can NOT enter 「>」, enter 「TO」 to make up it.

港名 (都道府県名)	PORT (DISTRICT)	コード／CODE
阪神 尼崎西宮芦屋区 (大阪府・兵庫県)	HANSHIN AMAGASAKI/NISHINOMIYA/ASHIYA area (OSAKA・HYOGO)	JP AMX
阪神 神戸区 (大阪府・兵庫県)	HANSHIN KOBE area (OSAKA・HYOGO)	JP UKB
阪神 大阪区 (大阪府・兵庫県)	HANSHIN OSAKA area (OSAKA・HYOGO)	JP OSA
阪神 堺泉北区 (大阪府・兵庫県)	HANSHIN SAKAISENBOKU area (OSAKA・HYOGO)	JP SBK
戸田 (静岡県)	HEDA (SHIZUOKA)	JP HAD
日比 (岡山県)	HIBI (OKAYAMA)	JP HIB
日高 (和歌山県)	HIDAKA (WAKAYAMA)	JP HDK
東播磨 (兵庫県)	HIGASHIHARIMA (HYOGO)	JP HHR
東幡豆 (愛知県)	HIGASHIHAZU (AICHI)	JP HGH
引田 (香川県)	HIKETA (KAGAWA)	JP HEA
常陸那珂 (茨城県)	HITACHINAKA (IBARAKI)	JP HIC
比田勝 (長崎県)	HITAKATSU (NAGASAKI)	JP HTK
日和佐 (徳島県)	HIWASA (TOKUSHIMA)	JP HWS
北条 (愛媛県)	HOJO (EHIME)	JP HJO
本渡 (熊本県)	HONDO (KUMAMOTO)	JP HOD
本荘 (秋田県)	HONJO (AKITA)	JP HON
本庄 (京都府)	HONJYO (KYOTO)	JP HNJ
細島 (宮崎県)	HOSOSHIMA (MIYAZAKI)	JP HSM
百貫 (熊本県)	HYAKKAN (KUMAMOTO)	JP HKK
飯田 (石川県)	IIDA (ISHIKAWA)	JP IDA
池田 (香川県)	IKEDA (KAGAWA)	JP IKA
生月 (長崎県)	IKITSUKI (NAGASAKI)	JP IKK
今治 (愛媛県)	IMABARI (EHIME)	JP IMB
今福 (長崎県)	IMAFUKU (NAGASAKI)	JP IMA
今切 (徳島県)	IMAGIRI (TOKUSHIMA)	JP IGR
厳原 (長崎県)	IZUHARA (NAGASAKI)	JP IZH
泉 (愛知県)	IZUMI (AICHI)	JP IZM
香深 (北海道)	KAFUKA (HOKKAIDO)	JP KBK
加布里 (福岡県)	KAFURI (FUKUOKA)	JP KAF
加賀 (島根県)	KAGA (SHIMANE)	JP KJG
鹿児島 (鹿児島県)	KAGOSHIMA (KAGOSHIMA)	JP KOJ
加治木 (鹿児島県)	KAJIKI (KAGOSHIMA)	JP KJK
蒲江 (大分県)	KAMAE (OITA)	JP KME
蒲刈 (広島県)	KAMAGARI (HIROSHIMA)	JP KGR
釜石 (岩手県)	KAMAISHI (IWATE)	JP KIS
上川口 (高知県)	KAMIKAWAGUCHI (KOCHI)	JP KMW
神湊 (東京都)	KAMINATO (TOKYO)	JP KMM

入力時:コード入力前に「>」を入力してください。
「>」が入力できない場合は「TO」と入力してください。

港名 (都道府県名)	PORT (DISTRICT)	コード／CODE
岩国 (山口県)	IWAKUNI (YAMAGUCHI)	JP IWK
岩内 (北海道)	IWANAI (HOKKAIDO)	JP IWN
岩屋 (兵庫県)	IWAYA (HYOGO)	JP IWY
金沢 (石川県)	KANAZAWA (ISHIKAWA)	JP KNZ
関門 響新港区 (山口県・福岡県)	KANMON HIBIKISINKOU area (YAMAGUCHI・FUKUOKA)	JP HBK
関門 新門司区 (山口県・福岡県)	KANMON SHINMOJI area (YAMAGUCHI・FUKUOKA)	JP SMJ
関門 上記を除く (山口県・福岡県)	KANMON (YAMAGUCHI・FUKUOKA)	JP KNM
観音寺 (香川県)	KANONJI (KAGAWA)	JP KJN
甲浦 (高知県)	KANNOURA (KOCHI)	JP KRA
唐津 (佐賀県)	KARATSU (SAGA)	JP KAR
苅田 (福岡県)	KANDA (FUKUOKA)	JP KND
笠岡 (岡山県)	KASAOKA (OKAYAMA)	JP KSA
鹿島 (茨城県)	KASHIMA (IBARAKI)	JP KSM
柏崎 (新潟県)	KASHIWAZAKI (NIIGATA)	JP KWZ
香住 (兵庫県)	KASUMI (HYOGO)	JP KXS
片上 (岡山県)	KATAKAMI (OKAYAMA)	JP KKM
勝本 (長崎県)	KATSUMOTO (NAGASAKI)	JP KSU
勝浦 (千葉県)	KATSUURA (CHIBA)	JP KUR
木更津 (千葉県)	KISARAZU (CHIBA)	JP KZU
岐宿 (長崎県)	KISHIKU (NAGASAKI)	JP KSH
北浦 (秋田県)	KITaura (AKITA)	JP KJT
北浦 (宮崎県)	KITaura (MIYAZAKI)	JP KIT
高知 (高知県)	KOCHI (KOCHI)	JP KCZ
小泊 (青森県)	KODOMARI (AOMORI)	JP KOD
小串 (岡山県)	KOGUSHI (OKAYAMA)	JP KOG
小串 (山口県)	KOGUSHI (YAMAGUCHI)	JP KGS
小松 (山口県)	KOMATSU (YAMAGUCHI)	JP KMx
米ノ津 (鹿児島県)	KOMENOTSU (KAGOSHIMA)	JP KKO
小湊 (青森県)	KOMINATO (AOMORI)	JP KMN
古仁屋 (鹿児島県)	KONIYA (KAGOSHIMA)	JP KNY
金浦 (秋田県)	KONOURA (AKITA)	JP KNO
鹿屋 (鹿児島県)	KONOYA (KAGOSHIMA)	JP KYA
琴浦 (岡山県)	KOTOURA (OKAYAMA)	JP JKT
沓形 (北海道)	KUTSUGATA (HOKKAIDO)	JP KTG
桑名 (三重県)	KUWANA (MIE)	JP KNA
舞鶴 (京都府)	MAIZURU (KYOTO)	JP MAI
枕崎 (鹿児島県)	MAKURAZAKI (KAGOSHIMA)	JP MKK
真鶴 (神奈川県)	MANAZURU (KANAGAWA)	JP MNA

At the time of entry : Enter 「>」 before proceeding to entry.
In case of can NOT enter 「>」, enter 「TO」 to make up it.

港名 (都道府県名)	PORT (DISTRICT)	コード／CODE
上ノ加江 (高知県)	KAMINOKAE (KOCHI)	JP KMK
上関 (山口県)	KAMINOSEKI (YAMAGUCHI)	JP KOX
加茂 (山形県)	KAMO (YAMAGATA)	JP KMO
勝浦 (和歌山県)	KATSUURA (WAKAYAMA)	JP KAT
川之石 (愛媛県)	KAWANOISHI (EHIME)	JP KWI
川内 (青森県)	KAWAUCHI (AOMORI)	JP KAW
京浜 川崎区 (東京都・神奈川県)	KEIHIN KAWASAKI area (TOKYO・KANAGAWA)	JP KWS
京浜 東京区 (東京都・神奈川県)	KEIHIN TOKYO area (TOKYO・KANAGAWA)	JP TYO
京浜 横浜区 (東京・神奈川県)	KEIHIN YOKOHAMA area (TOKYO・KANAGAWA)	JP YOK
気仙沼 (宮城県)	KESENNUMA (MIYAGI)	JP KSN
喜入 (鹿児島県)	KIIRE (KAGOSHIMA)	JP KII
菊間 (愛媛県)	KIKUMA (EHIME)	JP KIK
金武中城 (沖縄県)	KINNAKAGUSUKU (OKINAWA)	JP KNX
木ノ江 (広島県)	KINOE (HIROSHIMA)	JP KNE
木本 (三重県)	KINOMOTO (MIE)	JP KNT
衣浦 (愛知県)	KINUURA (AICHI)	JP KNU
霧多布 (北海道)	KIRITAPPU (HOKKAIDO)	JP KRT
象潟 (秋田県)	KISAKATA (AKITA)	JP KST
特牛 (山口県)	KOTTOI (YAMAGUCHI)	JP KTO
香西 (香川県)	KOZAI (KAGAWA)	JP KZJ
古座西向 (和歌山県)	KOZANISHIMUKAI (WAKAYAMA)	JP KOB
口之津 (長崎県)	KUCHINOTSU (NAGASAKI)	JP KUC
久慈 (岩手県)	KUJI (IWATE)	JP KJI
久賀 (山口県)	KUKA (YAMAGUCHI)	JP KGB
熊本 (熊本県)	KUMAMOTO (KUMAMOTO)	JP KMP
久美浜 (京都府)	KUMIHAMA (KYOTO)	JP KMH
国東 (大分県)	KUNISAKI (OITA)	JP KNS
呉 (広島県)	KURE (HIROSHIMA)	JP KRE
久礼 (高知県)	KURE (KOCHI)	JP KUE
串木野 (鹿児島県)	KUSHIKINO (KAGOSHIMA)	JP KSO
串本 (和歌山県)	KUSHIMOTO (WAKAYAMA)	JP KUJ
釧路 (北海道)	KUSHIRO (HOKKAIDO)	JP KUH
久手 (島根県)	KUTE (SHIMANE)	JP KUT
松崎 (静岡県)	MATSUZAKI (SHIZUOKA)	JP MTZ
鮎崎 (広島県)	MEBARUZAKI (HIROSHIMA)	JP MBR
三重式見 (長崎県)	MIESHIKIMI (NAGASAKI)	JP MSI
美保関 (島根県)	MIHONOSEKI (SHIMANE)	JP MIH
三池 (福岡県)	MIIKE (FUKUOKA)	JP MII

入力時:コード入力前に「>」を入力してください。
「>」が入力できない場合は「TO」と入力してください。

港名 (都道府県名)	PORT (DISTRICT)	コード／CODE
丸亀 (香川県)	MARUGAME (KAGAWA)	JP MAR
丸尾 (山口県)	MARUO (YAMAGUCHI)	JP MRU
増毛 (北海道)	MASHIKE (HOKKAIDO)	JP MSK
益田 (島根県)	MASUDA (SHIMANE)	JP MSD
松江 (島根県)	MATSUE (SHIMANE)	JP MTE
松前 (北海道)	MATSUMAE (HOKKAIDO)	JP MTM
松島 (長崎県)	MATSUSHIMA (NAGASAKI)	JP MAT
松浦 (長崎県)	MATSUURA (NAGASAKI)	JP MTS
松山 (愛媛県)	MATSUYAMA (EHIME)	JP MYJ
松坂 (三重県)	MATSUZAKA (MIE)	JP MSA
御手洗 (広島県)	MITARAI (HIROSHIMA)	JP MTI
三机 (愛媛県)	MITSUKUE (EHIME)	JP MTK
宮古 (岩手県)	MIYAKO (IWATE)	JP MYK
宮之浦 (鹿児島県)	MIYANOURA (KAGOSHIMA)	JP MNO
宮浦 (愛媛県)	MIYAURA (EHIME)	JP MYU
宮崎 (宮崎県)	MIYAZAKI (MIYAZAKI)	JP KMI
宮津 (京都府)	MIYAZU (KYOTO)	JP MIY
水島 (岡山県)	MIZUSHIMA (OKAYAMA)	JP MIZ
湊 (兵庫県)	MINATO (HYOGO)	JP MNT
茂木 (長崎県)	MOGI (NAGASAKI)	JP MOG
紋別 (北海道)	MONBETSU (HOKKAIDO)	JP MBE
森 (北海道)	MORI (HOKKAIDO)	JP MOR
守江 (大分県)	MORIE (OITA)	JP MOO
諸富 (佐賀県)	MORODOMI (SAGA)	JP MOM
師崎 (愛知県)	MOROZAKI (AICHI)	JP MRZ
那覇 (沖縄県)	NAHA (OKINAWA)	JP NAH
奈半利 (高知県)	NAHARI (KOCHI)	JP NHI
中浜 (京都府)	NAKAHAMA (KYOTO)	JP NKJ
中甕 (鹿児島県)	NAKAKOSHIKI (KAGOSHIMA)	JP NKK
那珂湊 (茨城県)	NAKAMINATO (IBARAKI)	JP NMT
中之作 (福島県)	NAKANOSAKU (FUKUSHIMA)	JP NKX
中津 (福岡県・大分県)	NAKATSU (FUKUOKA・OITA)	JP NAT
波切 (三重県)	NAKIRI (MIE)	JP NKR
七尾 (石川県)	NANAO (ISHIKAWA)	JP NNO
直江津 (新潟県)	NAOETSU (NIIGATA)	JP NAO
直島 (香川県)	NAOSHIMA (KAGAWA)	JP NAS
奈良尾 (長崎県)	NARAO (NAGASAKI)	JP NRO
奈留島 (長崎県)	NARUSHIMA (NAGASAKI)	JP NRS

At the time of entry : Enter 「>」 before proceeding to entry.
In case of can NOT enter 「>」, enter 「TO」 to make up it.

港名 (都道府県名)	PORT (DISTRICT)	コード／CODE
三瓶 (愛媛県)	MIKAME (EHIME)	JP MKM
三河 (愛知県)	MIKAWA (AICHI)	JP MKW
水俣 (熊本県)	MINAMATA (KUMAMOTO)	JP MIN
三厩 (青森県)	MINMAYA (AOMORI)	JP MNY
三崎 (愛媛県)	MISAKI (EHIME)	JP MSX
三崎 (神奈川県)	MISAKI (KANAGAWA)	JP MIK
三島川之江 (愛媛県)	MISHIMAKAWANOE (EHIME)	JP MKX
三角 (熊本県)	MISUMI (KUMAMOTO)	JP MIS
三隅 (島根県)	MISUMI (SHIMANE)	JP MMI
三田尻中関 (山口県)	MITAJIRINAKANOSEKI (YAMAGUCHI)	JP MNX
元町 (東京都)	MOTOMACHI (TOKYO)	JP MOT
牟岐 (徳島県)	MUGI (TOKUSHIMA)	JP MUG
室蘭 (北海道)	MURORAN (HOKKAIDO)	JP MUR
室戸岬 (高知県)	MUROTOMISAKI (KOCHI)	JP MRJ
室津 (高知県)	MUROTSU (KOCHI)	JP MUX
室津 (山口県)	MUROTSU (YAMAGUCHI)	JP MRT
室積 (山口県)	MUROZUMI (YAMAGUCHI)	JP MZM
むつ小川原 (青森県)	MUTSUOGAWARA (AOMORI)	JP MUT
撫養 (徳島県)	MUYA (TOKUSHIMA)	JP MYA
長浜 (愛媛県)	NAGAHAMA (EHIME)	JP NGH
長崎 (長崎県)	NAGASAKI (NAGASAKI)	JP NMX
長島 (三重県)	NAGASHIMA (MIE)	JP NSA
長洲 (熊本県)	NAGASU (KUMAMOTO)	JP NGU
長洲 (大分県)	NAGASU (OITA)	JP NSU
名古屋 (愛知県)	NAGOYA (AICHI)	JP NGO
鼠ヶ関 (山形県)	NEZUGASEKI (YAMAGATA)	JP NEZ
新潟 (新潟県)	NIIGATA (NIIGATA)	JP KIJ
新居浜 (愛媛県)	NIIHAMA (EHIME)	JP IHA
新島 (東京都)	NIIJIMA (TOKYO)	JP NIJ
仁万 (島根県)	NIMA (SHIMANE)	JP NIM
仁尾 (香川県)	NIO (KAGAWA)	JP NIO
西之表 (鹿児島県)	NISHINOOMOTE (KAGOSHIMA)	JP IIN
延岡 (宮崎県)	NOBEOKA (MIYAZAKI)	JP NOB
野原 (京都府)	NOHARA (KYOTO)	JP NOH
野辺地 (青森県)	NOHEJI (AOMORI)	JP NHJ
野間池 (鹿児島県)	NOMAIKE (KAGOSHIMA)	JP NMK
能代 (秋田県)	NOSHIRO (AKITA)	JP NSR
能生 (新潟県)	NOU (NIIGATA)	JP NOU

入力時:コード入力前に「>」を入力してください。
「>」が入力できない場合は「TO」と入力してください。

港名 (都道府県名)	PORT (DISTRICT)	コード／CODE
名瀬 (鹿児島県)	NAZE (KAGOSHIMA)	JP NAZ
根室 (北海道)	NEMURO (HOKKAIDO)	JP NEM
大洗 (茨城県)	OARAI (IBARAKI)	JP OAR
小浜 (福井県)	OBAMA (FUKUI)	JP OBM
小浜 (長崎県)	OBAMA (NAGASAKI)	JP OBB
大泊 (鹿児島県)	ODOMARI (KAGOSHIMA)	JP ODM
大船渡 (岩手県)	OFUNATO (IWATE)	JP OFT
小木 (石川県)	OGI (ISHIKAWA)	JP OII
小木 (新潟県)	OGI (NIIGATA)	JP OGI
荻浜 (宮城県)	OGINOHAMA (MIYAGI)	JP OGH
大畑 (青森県)	OHATA (AOMORI)	JP OHT
大井川 (静岡県)	OIGAWA (SHIZUOKA)	JP OIG
大分 (大分県)	OITA (OITA)	JP OIP
小値賀 (長崎県)	OJIKAWA (NAGASAKI)	JP OJI
岡田 (東京都)	OKADA (TOKYO)	JP OAA
岡村 (愛媛県)	OKAMURA (EHIME)	JP OMR
岡山 (岡山県)	OKAYAMA (OKAYAMA)	JP OKP
大島 (福岡県)	OSHIMA (FUKUOKA)	JP OSS
大島 (長崎県)	OSHIMA (NAGASAKI)	JP OSM
大竹 (広島県)	OTAKE (HIROSHIMA)	JP OTK
小樽 (北海道)	OTARU (HOKKAIDO)	JP OTR
大津 (茨城県)	OTSU (IBARAKI)	JP OSJ
大槌 (岩手県)	OTSUCHI (IWATE)	JP OTJ
雄武 (北海道)	OMU (HOKKAIDO)	JP OUM
会瀬 (茨城県)	OUSE (IBARAKI)	JP OUS
尾鷲 (三重県)	OWASE (MIE)	JP OWA
羅臼 (北海道)	RAUSU (HOKKAIDO)	JP RAU
留萌 (北海道)	RUMOI (HOKKAIDO)	JP RMI
両津 (新潟県)	RYOTSU (NIIGATA)	JP RYO
佐伯 (大分県)	SAEKI (OITA)	JP SAE
佐賀 (高知県)	(SAGA) (KOCHI)	JP SGA
佐賀関 (大分県)	SAGANOSEKI (OITA)	JP SAG
佐敷 (熊本県)	SASHIKI (KUMAMOTO)	JP SSI
佐須奈 (長崎県)	SASUNA (NAGASAKI)	JP SSN
川内 (鹿児島県)	SENDAI (KAGOSHIMA)	JP SEN
仙台塩釜 (宮城県)	SENDAISHIOGAMA (MIYAGI)	JP SGM
泉州 (大阪府)	SENSYU (OSAKA)	JP SSU
仙崎 (山口県)	SENZAKI (YAMAGUCHI)	JP SZK

At the time of entry : Enter 「>」 before proceeding to entry.
In case of can NOT enter 「>」, enter 「TO」 to make up it.

港名 (都道府県名)	PORT (DISTRICT)	コード／CODE
沼津 (静岡県)	NUMAZU (SHIZUOKA)	JP NUM
壬生川 (愛媛県)	NYUGAWA (EHIME)	JP NWA
大久保 (東京都)	OKUBO (TOKYO)	JP OKB
大間 (青森県)	OMA (AOMORI)	JP OAX
御前崎 (静岡県)	OMAEZAKI (SHIZUOKA)	JP OMZ
大湊 (青森県)	OMINATO (AOMORI)	JP OMT
大村 (長崎県)	OMURA (NAGASAKI)	JP OMJ
大牟田 (福岡県)	OMUTA (FUKUOKA)	JP OMU
女川 (宮城県)	ONAGAWA (MIYAGI)	JP ONG
小名浜 (福島県)	ONAHAMA (FUKUSHIMA)	JP ONA
大根占 (鹿児島県)	ONEJIME (KAGOSHIMA)	JP ONE
鬼池 (熊本県)	ONIIKE (KUMAMOTO)	JP ONJ
大西 (広島県)	ONISHI (HIROSHIMA)	JP ONS
鬼脇 (北海道)	ONIWAKI (HOKKAIDO)	JP ONW
小野田 (山口県)	ONODA (YAMAGUCHI)	JP OND
尾道糸崎 (広島県)	ONOMICHIITOSAKI (HIROSHIMA)	JP ONX
鴛泊 (北海道)	OSHIDOMARI (HOKKAIDO)	JP OSD
相良 (静岡県)	SAGARA (SHIZUOKA)	JP SGR
佐木 (広島県)	SAGI (HIROSHIMA)	JP SGJ
佐井 (青森県)	SAI (AOMORI)	JP SJA
西大寺 (岡山県)	SAIDAIJI (OKAYAMA)	JP SDZ
西郷 (島根県)	SAIGO (SHIMANE)	JP SAI
西条 (愛媛県)	SAIJO (EHIME)	JP SAJ
境 (鳥取県・島根県)	SAKAI (TOTTORI・SHIMANE)	JP SMN
坂出 (香川県)	SAKAIDE (KAGAWA)	JP SKD
酒田 (山形県)	SAKATA (YAMAGATA)	JP SKT
坂手 (香川県)	SAKATE (KAGAWA)	JP SAT
崎戸 (長崎県)	SAKITO (NAGASAKI)	JP STO
様似 (北海道)	SAMANI (HOKKAIDO)	JP SAM
三本松 (香川県)	SANBONMATSU (KAGAWA)	JP SAN
寒川 (愛媛県)	SANGAWA (EHIME)	JP SAW
佐世保 (長崎県)	SASEBO (NAGASAKI)	JP SSB
島間 (鹿児島県)	SHIMAMA (KAGOSHIMA)	JP SIM
清水 (高知県)	SHIMIZU (KOCHI)	JP TSZ
清水 (静岡県)	SHIMIZU (SHIZUOKA)	JP SMZ
下田 (高知県)	SHIMODA (KOCHI)	JP SMO
下田 (静岡県)	SHIMODA (SHIZUOKA)	JP SMD
下津井 (岡山県)	SHIMOTSUI (OKAYAMA)	JP STI

入力時:コード入力前に「>」を入力してください。
「>」が入力できない場合は「TO」と入力してください。

港名 (都道府県名)	PORT (DISTRICT)	コード／CODE
瀬棚 (北海道)	SETANA (HOKKAIDO)	JP STN
瀬戸 (長崎県)	SETO (NAGASAKI)	JP SET
瀬戸田 (広島県)	SETODA (HIROSHIMA)	JP STD
柴山 (兵庫県)	SHIBAYAMA (HYOGO)	JP SBY
志布志 (鹿児島県)	SHIBUSHI (KAGOSHIMA)	JP SBS
七類 (島根県)	SHICHIRUI (SHIMANE)	JP SCR
志度 (香川県)	SHIDO (KAGAWA)	JP SID
重井 (広島県)	SHIGEI (HIROSHIMA)	JP SIG
島原 (長崎県)	SHIMABARA (NAGASAKI)	JP SMB
住ノ江 (佐賀県)	SUMINOE (SAGA)	JP SUM
洲本 (兵庫県)	SUMOTO (HYOGO)	JP SUH
須佐 (山口県)	SUSA (YAMAGUCHI)	JP SUS
須崎 (高知県)	SUSAKI (KOCHI)	JP SUZ
寿都 (北海道)	SUTTSU (HOKKAIDO)	JP STU
田平 (長崎県)	TABIRA (NAGASAKI)	JP TBR
橘 (徳島県)	TACHIBANA (TOKUSHIMA)	JP TBN
忠海 (広島県)	TADANOUMI (HIROSHIMA)	JP TDN
多度津 (香川県)	TADOTSU (KAGAWA)	JP TAD
田子の浦 (静岡県)	TAGONOURA (SHIZUOKA)	JP TGO
田井 (京都府)	TAI (KYOTO)	JP TAZ
平館 (青森県)	TAIRADATE (AOMORI)	JP TDT
大社 (島根県)	TAISYA (SHIMANE)	JP TIA
間人 (京都府)	TAIZA (KYOTO)	JP TZA
田後 (鳥取県)	TAJIRI (TOTTORI)	JP TJR
鳥羽 (三重県)	TOBA (MIE)	JP TOB
戸賀 (秋田県)	TOGA (AKITA)	JP TOJ
土肥 (静岡県)	TOI (SHIZUOKA)	JP TOI
十勝 (北海道)	TOKACHI (HOKKAIDO)	JP TOK
常滑 (愛知県)	TOKONAME (AICHI)	JP TXN
渡久地 (沖縄県)	TOKUCHI (OKINAWA)	JP TCC
徳島小松島 (徳島県)	TOKUSHIMA KOMATSUJIMA (TOKUSHIMA)	JP TKX
徳山下松 (山口県)	TOKUYAMA KUDAMATSU (YAMAGUCHI)	JP TXD
苫小牧 (北海道)	TOMAKOMAI (HOKKAIDO)	JP TMK
苫前 (北海道)	TOMAMAE (HOKKAIDO)	JP TJJ
富江 (長崎県)	TOMIE (NAGASAKI)	JP TME
富岡 (熊本県)	TOMIOKA (KUMAMOTO)	JP TMO
富岡 (徳島県)	TOMIOKA (TOKUSHIMA)	JP TOM
土庄 (香川県)	TONOSYO (KAGAWA)	JP TNO

At the time of entry : Enter 「>」 before proceeding to entry.
In case of can NOT enter 「>」, enter 「TO」 to make up it.

港名 (都道府県名)	PORT (DISTRICT)	コード／CODE
新宮 (和歌山県)	SHINGU (WAKAYAMA)	JP SHN
篠島 (愛知県)	SHINOJIMA (AICHI)	JP SNJ
白浜 (千葉県)	SHIRAHAMA (CHIBA)	JP SRX
尻屋岬 (青森県)	SHIRIYAZAKI (AOMORI)	JP SYZ
穴喰 (徳島県)	SHISHIKUI (TOKUSHIMA)	JP SIS
志津川 (宮城県)	SHIZUGAWA (MIYAGI)	JP SZG
静浦 (静岡県)	SHIZUURA (SHIZUOKA)	JP SZU
相馬 (福島県)	SOMA (FUKUSHIMA)	JP SMA
宿毛湾 (高知県)	SUKUMOWAN (KOCHI)	JP SUK
高田 (大分県)	TAKADA (OITA)	JP TKD
高松 (香川県)	TAKAMATSU (KAGAWA)	JP TAP
竹田津 (大分県)	TAKEDATSU (OITA)	JP TDJ
竹原 (広島県)	TAKEHARA (HIROSHIMA)	JP THR
滝 (石川県)	TAKI (ISHIKAWA)	JP TKI
詫間 (香川県)	TAKUMA (KAGAWA)	JP TKM
玉之浦 (長崎県)	TAMANOURA (NAGASAKI)	JP TMN
田辺 (和歌山県)	TANABE (WAKAYAMA)	JP TAE
垂水 (鹿児島県)	TARUMIZU (KAGOSHIMA)	JP TMZ
館山 (千葉県)	TATEYAMA (CHIBA)	JP TTY
手石 (静岡県)	TEISHI (SHIZUOKA)	JP TIS
寺泊 (新潟県)	TERADOMARI (NIIGATA)	JP TRD
天塩 (北海道)	TESHIO (HOKKAIDO)	JP TSO
手打 (鹿児島県)	TEUCHI (KAGOSHIMA)	JP TEU
天売 (北海道)	TEURI (HOKKAIDO)	JP TER
富島 (兵庫県)	TOSHIMA (HYOGO)	JP TJO
土々呂 (宮崎県)	TOTORO (MIYAZAKI)	JP TOT
鳥取 (鳥取県)	TOTTORI (TOTTORI)	JP TTJ
豊浜 (愛知県)	TOYOHAMA (AICHI)	JP TYJ
豊浜 (香川県)	TOYOHAMA (KAGAWA)	JP TYH
津 (三重県)	TSU (MIE)	JP TSU
津田 (香川県)	TSUDA (KAGAWA)	JP TUD
津居山 (兵庫県)	TSUIYAMA (HYOGO)	JP TYN
津久見 (大分県)	TSUKUMI (OITA)	JP TMI
津名 (兵庫県)	TSUNA (HYOGO)	JP TNA
角島 (山口県)	TSUNOSHIMA (YAMAGUCHI)	JP TNS
敦賀 (福井県)	TSURUGA (FUKUI)	JP TRG
鶴海 (岡山県)	TSURUMI (OKAYAMA)	JP TRU
都志 (兵庫県)	TSUSHI (HYOGO)	JP TSH

入力時:コード入力前に「>」を入力してください。
「>」が入力できない場合は「TO」と入力してください。

港名 (都道府県名)	PORT (DISTRICT)	コード／CODE
外浦 (宮崎県)	TONOURA (MIYAZAKI)	JP TON
津吉 (長崎県)	TSUYOSHI (NAGASAKI)	JP TYP
宇部 (山口県)	UBE (YAMAGUCHI)	JP UBJ
内海 (香川県)	UCHINOMI (KAGAWA)	JP UCN
内之浦 (鹿児島県)	UCHINOURA (KAGOSHIMA)	JP UUR
内海 (宮崎県)	UCHIUMI (MIYAZAKI)	JP UCH
内浦 (福井県)	UCHIURA (FUKUI)	JP UCU
宇久須 (静岡県)	UGUSU (SHIZUOKA)	JP UGU
宇治山田 (三重県)	UJIYAMADA (MIE)	JP UJY
宇久井 (和歌山県)	UKUI (WAKAYAMA)	JP UKI
宇野 (岡山県)	UNO (OKAYAMA)	JP UNO
宇島 (福岡県)	UNOSHIMA (FUKUOKA)	JP UNS
運天 (沖縄県)	UNTEN (OKINAWA)	JP UNT
魚津 (富山県)	UOZU (TOYAMA)	JP UOZ
浦神 (和歌山県)	URAGAMI (WAKAYAMA)	JP URM
浦郷 (島根県)	URAGO (SHIMANE)	JP UAO
脇野沢 (青森県)	WAKINOSAWA (AOMORI)	JP WKW
稚内 (北海道)	WAKKANAI (HOKKAIDO)	JP WKJ
渡波 (宮城県)	WATANOHA (MIYAGI)	JP WAT
八重根 (東京都)	YAENE (TOKYO)	JP YNE
八木 (兵庫県)	YAGI (HYOGO)	JP YAG
八木 (岩手県)	YAGI (IWATE)	JP YGI
焼尻 (北海道)	YAGISHIRI (HOKKAIDO)	JP YGR
焼津 (静岡県)	YAIZU (SHIZUOKA)	JP YZU
山田 (岩手県)	YAMADA (IWATE)	JP YAD
山川 (鹿児島県)	YAMAGAWA (KAGOSHIMA)	JP YAM
山口 (山口県)	YAMAGUCHI (YAMAGUCHI)	JP YMG
柳井 (山口県)	YANAI (YAMAGUCHI)	JP YAN
安来 (島根県)	YASUGI (SHIMANE)	JP YSG
八代 (熊本県)	YATSUSHIRO (KUMAMOTO)	JP YAT
八幡浜 (愛媛県)	YAWATAHAMA (EHIME)	JP YWH

At the time of entry : Enter 「>」 before proceeding to entry.
In case of can NOT enter 「>」, enter 「TO」 to make up it.

港名 (都道府県名)	PORT (DISTRICT)	コード／CODE
豆酏 (長崎県)	TSUTSU (NAGASAKI)	JP TST
浦河 (北海道)	URAKAWA (HOKKAIDO)	JP URK
宇佐 (高知県)	USA (KOCHI)	JP USA
牛深 (熊本県)	USHIBUKA (KUMAMOTO)	JP UBK
牛窓 (岡山県)	USHIMADO (OKAYAMA)	JP USH
宇出津 (石川県)	USHITSU (ISHIKAWA)	JP UST
臼尻 (北海道)	USUJIRI (HOKKAIDO)	JP USJ
臼杵 (大分県)	USUKI (OITA)	JP USK
臼浦 (長崎県)	USUNOURA (NAGASAKI)	JP USU
内海 (愛知県)	UTSUMI (AICHI)	JP UTM
宇和島 (愛媛県)	UWAJIMA (EHIME)	JP UWA
和田 (福井県)	WADA (FUKUI)	JP WDA
輪島 (石川県)	WAJIMA (ISHIKAWA)	JP WJM
和歌山下津 (和歌山県)	WAKAYAMASHIMOTSU (WAKAYAMA)	JP WAK
若津 (福岡県)	WAKATSU (FUKUOKA)	JP WKT
脇岬 (長崎県)	WAKIMISAKI (NAGASAKI)	JP WKI
呼子 (佐賀県)	YOBUKO (SAGA)	JP YBK
余市 (北海道)	YOICHI (HOKKAIDO)	JP YIC
四日市 (三重県)	YOKKAICHI (MIE)	JP YKK
横須賀 (神奈川県)	YOKOSUKA (KANAGAWA)	JP YOS
米子 (鳥取県)	YONAGO (TOTTORI)	JP YNG
吉田 (愛知県)	YOSHIDA (AICHI)	JP YDA
吉田 (愛媛県)	YOSHIDA (EHIME)	JP YSD
吉海 (愛媛県)	YOSHIUMI (EHIME)	JP YHI
四倉 (福島県)	YOTSUKURA (FUKUSHIMA)	JP YOT
湯浅広 (和歌山県)	YUASAHIRO (WAKAYAMA)	JP YSH
由岐 (徳島県)	YUKI (TOKUSHIMA)	JP YUK
由良 (兵庫県)	YURA (HYOGO)	JP YRA
由良 (和歌山県)	YURA (WAKAYAMA)	JP YUR
由良 (山形県)	YURA (YAMAGATA)	JP YUJ

港内での進路を示すコード一覧表／List of Codes showing the course in port.

港の名称 Port		コード CODE	規則第11条に基づく進路信号 Course Signal of International Signal Frags	港内進路コード In-port Course Code	入力例 Example	
目的港の港内又は境界付近 で錨泊しようとする場合 For the case that the ship is going to anchor in the destination port of in the vicinity of the boundary.		—	—	OFF	>JP YOK OFF	
釧路／KUSHIRO	JP KUH		2代(2nd Sub.)・1	1	>JP KUH 1	
			2代(2nd Sub.)・2	2	>JP KUH 2	
			2代(2nd Sub.)・3	3	>JP KUH 3	
			2代(2nd Sub.)・4	4	>JP KUH 4	
			2代(2nd Sub.)・5	5	>JP KUH 5	
			上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP KUH XX	
苫小牧／TOMAKOMAI	JP TMK		2代(2nd Sub.)・C	C	>JP TMK C	
			2代(2nd Sub.)・N	N	>JP TMK N	
			2代(2nd Sub.)・E	E	>JP TMK E	
			2代(2nd Sub.)・S	S	>JP TMK S	
			2代(2nd Sub.)・2・E	2E	>JP TMK 2E	
			2代(2nd Sub.)・2・W	2W	>JP TMK 2W	
			上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP TMK XX	
函館／HAKODATE	JP HKP		2代(2nd Sub.)・1	1	>JP HKP 1	
			2代(2nd Sub.)・2	2	>JP HKP 2	
			2代(2nd Sub.)・3	3	>JP HKP 3	
			2代(2nd Sub.)・4	4	>JP HKP 4	
			上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP HKP XX	
秋田船川 ／AKITAFUNAKAWA	JP AFG		2代(2nd Sub.)・N	N	>JP AFG N	
			2代(2nd Sub.)・E	E	>JP AFG E	
			2代(2nd Sub.)・E・N	EN	>JP AFG EN	
			2代(2nd Sub.)・E・C	EC	>JP AFG EC	
			2代(2nd Sub.)・E・S	ES	>JP AFG ES	
			2代(2nd Sub.)・W	W	>JP AFG W	
			上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP AFG XX	
鹿島／KASHIMA	JP KSM		2代(2nd Sub.)・O	O	>JP KSM O	
			2代(2nd Sub.)・C・N	CN	>JP KSM CN	
			2代(2nd Sub.)・C・S	CS	>JP KSM CS	
			2代(2nd Sub.)・S・E	SE	>JP KSM SE	
			2代(2nd Sub.)・S・W	SW	>JP KSM SW	
			2代(2nd Sub.)・N・W	NW	>JP KSM NW	
			2代(2nd Sub.)・N・E	NE	>JP KSM NE	
			上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP KSM XX	
千葉／ CHIBA	4区（錦ヶ崎・袖ヶ浦地区） No. 4 Div. (ANEGASA- KI・SODEGAURA)	JP ANE	—		>JP ANE	
	葛南区 ／KATUNAN	JP FNB		2代(2nd Sub.)・F・S	FS	>JP FNB FS
				2代(2nd Sub.)・F・N	FN	>JP FNB FN
				2代(2nd Sub.)・I・W	IW	>JP FNB IW
				2代(2nd Sub.)・I・E	IE	>JP FNB IE
				上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP FNB XX
	1区、2区、3区 ／No. 1,2,3 Div.	JP CHB		2代(2nd Sub.)・D	D	>JP CHB D
				2代(2nd Sub.)・C	C	>JP CHB C
				2代(2nd Sub.)・S	S	>JP CHB S
			上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP CHB XX	
京浜／ KEIHIN	東京区／TOKYO	JP TYO		2代(2nd Sub.)・L	L	>JP TYO L
				2代(2nd Sub.)・M	M	>JP TYO M
				2代(2nd Sub.)・V	V	>JP TYO V
				2代(2nd Sub.)・H	H	>JP TYO H
				2代(2nd Sub.)・T	T	>JP TYO T
				2代(2nd Sub.)・A	A	>JP TYO A
				2代(2nd Sub.)・S	S	>JP TYO S
				2代(2nd Sub.)・R	R	>JP TYO R
				2代(2nd Sub.)・O	O	>JP TYO O
				2代(2nd Sub.)・C	C	>JP TYO C
				2代(2nd Sub.)・CW	CW	>JP TYO CW
				上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP TYO XX

港の名称 Port		コード CODE	規則第11条に基づく進路信号 Course Signal of International Signal Frags	港内進路コード In-port Course Code	入力例 Example
京浜／ KEIHIN	川崎区 ／KAWASAKI	JP KWS	1代(1st Sub.)・E	—	—
			1代(1st Sub.)・W	—	—
			2代(2nd Sub.)・S・U	SU	>JP KWS SU
			2代(2nd Sub.)・T・U	TU	>JP KWS TU
			2代(2nd Sub.)・I・U	IU	>JP KWS IU
			2代(2nd Sub.)・S・G	SG	>JP KWS SG
			2代(2nd Sub.)・D・U	DU	>JP KWS DU
			2代(2nd Sub.)・O・K	OK	>JP KWS OK
			2代(2nd Sub.)・O・T	OT	>JP KWS OT
			2代(2nd Sub.)・M・E	ME	>JP KWS ME
			2代(2nd Sub.)・T・D	TD	>JP KWS TD
			2代(2nd Sub.)・U・S	US	>JP KWS US
			2代(2nd Sub.)・H・O	HO	>JP KWS HO
			2代(2nd Sub.)・O・G	OG	>JP KWS OG
			上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP KWS XX
	横浜区 ／YOKOHAMA	JP YOK	1代(1st Sub.)・E	—	—
			1代(1st Sub.)・W	—	—
			2代(2nd Sub.)・H・M	HM	>JP YOK HM
			2代(2nd Sub.)・Y	Y	>JP YOK Y
			2代(2nd Sub.)・O・S	OS	>JP YOK OS
			2代(2nd Sub.)・D	D	>JP YOK D
			2代(2nd Sub.)・D・S	DS	>JP YOK DS
			2代(2nd Sub.)・D・E	DE	>JP YOK DE
			2代(2nd Sub.)・D・N	DN	>JP YOK DN
			2代(2nd Sub.)・S・H	SH	>JP YOK SH
			2代(2nd Sub.)・K	K	>JP YOK K
			2代(2nd Sub.)・A・Z	AZ	>JP YOK AZ
2代(2nd Sub.)・O・N			ON	>JP YOK ON	
2代(2nd Sub.)・A・U			AU	>JP YOK AU	
2代(2nd Sub.)・S・U			SU	>JP YOK SU	
上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP YOK XX			
新潟／NIIGATA		JP KIJ	2代(2nd Sub.)・W	W	>JP KIJ W
			2代(2nd Sub.)・W・B	WB	>JP KIJ WB
			2代(2nd Sub.)・W・D	WD	>JP KIJ WD
			2代(2nd Sub.)・W・T	WT	>JP KIJ WT
			2代(2nd Sub.)・W・R	WR	>JP KIJ WR
			2代(2nd Sub.)・E	E	>JP KIJ E
			2代(2nd Sub.)・E・W	EW	>JP KIJ EW
			上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP KIJ XX
四日市／YOKKAICHI		JP YKK	1代(1st Sub.)・1	—	—
			1代(1st Sub.)・U	—	—
			1代(1st Sub.)・2	—	—
			2代(2nd Sub.)・M・Y	MY	>JP YKK MY
			2代(2nd Sub.)・I・S	IS	>JP YKK IS
			2代(2nd Sub.)・D・M	DM	>JP YKK DM
			2代(2nd Sub.)・C・E	CE	>JP YKK CE
			2代(2nd Sub.)・C・W	CW	>JP YKK CW
			2代(2nd Sub.)・T	T	>JP YKK T
			2代(2nd Sub.)・U	U	>JP YKK U
			2代(2nd Sub.)・K・W	KW	>JP YKK KW
			2代(2nd Sub.)・K・S	KS	>JP YKK KS
			2代(2nd Sub.)・K・E	KE	>JP YKK KE
			2代(2nd Sub.)・S・N	SN	>JP YKK SN
			2代(2nd Sub.)・S・W	SW	>JP YKK SW
			2代(2nd Sub.)・F	F	>JP YKK F
			2代(2nd Sub.)・A	A	>JP YKK A
			2代(2nd Sub.)・E	E	>JP YKK E
			2代(2nd Sub.)・W	W	>JP YKK W
			上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP YKK XX

港の名称 Port		コード CODE	規則第11条に基づく進路信号 Course Signal of International Signal Frags	港内進路コード In-port Course Code	入力例 Example
名古屋／NAGOYA	JP NGO		1代(1st Sub.)・E	—	—
			1代(1st Sub.)・W	—	—
			2代(2nd Sub.)・E・1	E1	>JP NGO E1
			2代(2nd Sub.)・E・2	E2	>JP NGO E2
			2代(2nd Sub.)・E・3	E3	>JP NGO E3
			2代(2nd Sub.)・E・4	E4	>JP NGO E4
			2代(2nd Sub.)・E・5	E5	>JP NGO E5
			2代(2nd Sub.)・B・1	B1	>JP NGO B1
			2代(2nd Sub.)・B・2	B2	>JP NGO B2
			2代(2nd Sub.)・B・3	B3	>JP NGO B3
			2代(2nd Sub.)・B・4	B4	>JP NGO B4
			2代(2nd Sub.)・N・1	N1	>JP NGO N1
			2代(2nd Sub.)・N・2	N2	>JP NGO N2
			2代(2nd Sub.)・N・3	N3	>JP NGO N3
			2代(2nd Sub.)・N・4	N4	>JP NGO N4
			2代(2nd Sub.)・K・1	K1	>JP NGO K1
			2代(2nd Sub.)・K・2	K2	>JP NGO K2
			2代(2nd Sub.)・K・3	K3	>JP NGO K3
			2代(2nd Sub.)・W・1	W1	>JP NGO W1
			2代(2nd Sub.)・W・2	W2	>JP NGO W2
			2代(2nd Sub.)・W・3	W3	>JP NGO W3
			2代(2nd Sub.)・W・4	W4	>JP NGO W4
			2代(2nd Sub.)・W・5	W5	>JP NGO W5
			2代(2nd Sub.)・P・1	P1	>JP NGO P1
			2代(2nd Sub.)・S・1	S1	>JP NGO S1
			上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP NGO XX
阪神／ HAN-SHIN	堺泉北区／ SAKAISENBOKU	JP SBK	2代(2nd Sub.)・1	1	>JP SBK 1
			2代(2nd Sub.)・2	2	>JP SBK 2
			2代(2nd Sub.)・3	3	>JP SBK 3
			上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP SBK XX
	大阪区／OSAKA	JP OSA	2代(2nd Sub.)・H	H	>JP OSA H
			2代(2nd Sub.)・2・T	2T	>JP OSA 2T
			2代(2nd Sub.)・2・A	2A	>JP OSA 2A
			2代(2nd Sub.)・3・W	3W	>JP OSA 3W
			2代(2nd Sub.)・3・E	3E	>JP OSA 3E
			2代(2nd Sub.)・3・C	3C	>JP OSA 3C
			2代(2nd Sub.)・3・K	3K	>JP OSA 3K
			2代(2nd Sub.)・4・N	4N	>JP OSA 4N
			2代(2nd Sub.)・4・S	4S	>JP OSA 4S
			2代(2nd Sub.)・5	5	>JP OSA 5
			上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP OSA XX
	尼崎西宮芦屋区 AMAGASAKI/NISHI- NOMIYA/ASHIYA	JP AMX	—		>JP AMX
	神戸区／KOBE	JP UKB	2代(2nd Sub.)・K	K	>JP UKB K
			2代(2nd Sub.)・T	T	>JP UKB T
			2代(2nd Sub.)・N	N	>JP UKB N
			2代(2nd Sub.)・S・W	SW	>JP UKB SW
			2代(2nd Sub.)・P・W	PW	>JP UKB PW
			2代(2nd Sub.)・P・2	P2	>JP UKB P2
			2代(2nd Sub.)・P・E	PE	>JP UKB PE
			2代(2nd Sub.)・P・N	PN	>JP UKB PN
			2代(2nd Sub.)・S・E	SE	>JP UKB SE
			2代(2nd Sub.)・M・W	MW	>JP UKB MW
			2代(2nd Sub.)・M	M	>JP UKB M
			2代(2nd Sub.)・A	A	>JP UKB A
			2代(2nd Sub.)・E・1	E1	>JP UKB E1
			2代(2nd Sub.)・E・2	E2	>JP UKB E2
			2代(2nd Sub.)・R・N	RN	>JP UKB RN
			2代(2nd Sub.)・R・W	RW	>JP UKB RW
			2代(2nd Sub.)・R・S	RS	>JP UKB RS
			2代(2nd Sub.)・R・E	RE	>JP UKB RE
			2代(2nd Sub.)・R	R	>JP UKB R
			2代(2nd Sub.)・E・3	E3	>JP UKB E3
			2代(2nd Sub.)・F	F	>JP UKB F
			2代(2nd Sub.)・E・4	E4	>JP UKB E4
			上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP UKB XX
那覇／NAHA	JP NAH		1代(1st Sub.)・Y	—	—
			1代(1st Sub.)・U	—	—

港の名称 Port		コード CODE	規則第11条に基づく進路信号 Course Signal of International Signal Frags	港内進路コード In-port Course Code	入力例 Example
水島／MIZUSHIMA	JP MIZ		1代(1st Sub.)・M or 1代(1st Sub.)・P	—	—
			1代(1st Sub.)・T	—	—
			2代(2nd Sub.)・A	A	>JP MIZ A
			2代(2nd Sub.)・B	B	>JP MIZ B
			2代(2nd Sub.)・C	C	>JP MIZ C
			2代(2nd Sub.)・D	D	>JP MIZ D
			2代(2nd Sub.)・T・H	TH	>JP MIZ TH
			2代(2nd Sub.)・T・S	TS	>JP MIZ TS
			2代(2nd Sub.)・F・M	FM	>JP MIZ FM
			2代(2nd Sub.)・F・T	FT	>JP MIZ FT
			上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP MIZ XX
関門／ KAN-MON	響新港区／HIBIKISHINKO	JP HBK	—		>JP HBK
		JP SMJ	—		>JP SMJ
	上記以外の港域 Sea areas other than HIBIKISHINKO and SHINMOJI	JP KNM	1代(1st Sub.)・E	—	—
			1代(1st Sub.)・W・A	—	—
			1代(1st Sub.)・W・S	—	—
			1代(1st Sub.)・W・M	—	—
			2代(2nd Sub.)・T	T	>JP KNM T
			2代(2nd Sub.)・U・W	UW	>JP KNM UW
			2代(2nd Sub.)・U	U	>JP KNM U
			2代(2nd Sub.)・U・S	US	>JP KNM US
			2代(2nd Sub.)・U・E	UE	>JP KNM UE
			2代(2nd Sub.)・M	M	>JP KNM M
			2代(2nd Sub.)・S	S	>JP KNM S
			2代(2nd Sub.)・N	N	>JP KNM N
			2代(2nd Sub.)・N・F	NF	>JP KNM NF
			2代(2nd Sub.)・K・A	KA	>JP KNM KA
			2代(2nd Sub.)・K・S	KS	>JP KNM KS
			2代(2nd Sub.)・K・H	KH	>JP KNM KH
			2代(2nd Sub.)・R	R	>JP KNM R
			2代(2nd Sub.)・R・S	RS	>JP KNM RS
			2代(2nd Sub.)・Y・O	YO	>JP KNM YO
			2代(2nd Sub.)・Y・R	YR	>JP KNM YR
			2代(2nd Sub.)・Y・K	YK	>JP KNM YK
			2代(2nd Sub.)・Y・D	YD	>JP KNM YD
			2代(2nd Sub.)・Y・B	YB	>JP KNM YB
			2代(2nd Sub.)・Y	Y	>JP KNM Y
			2代(2nd Sub.)・Y・E	YE	>JP KNM YE
			2代(2nd Sub.)・Y・W	YW	>JP KNM YW
			2代(2nd Sub.)・Y・N	YN	>JP KNM YN
			2代(2nd Sub.)・Y・X	YX	>JP KNM YX
			2代(2nd Sub.)・Y・H	YH	>JP KNM YH
			2代(2nd Sub.)・Z	Z	>JP KNM Z
			2代(2nd Sub.)・A	A	>JP KNM A
			2代(2nd Sub.)・J・C	JC	>JP KNM JC
			2代(2nd Sub.)・J・B	JB	>JP KNM JB
			2代(2nd Sub.)・C	C	>JP KNM C
			上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP KNM XX
博多／HAKATA	JP HKT		2代(2nd Sub.)・C	C	>JP HKT C
			2代(2nd Sub.)・P	P	>JP HKT P
			2代(2nd Sub.)・S	S	>JP HKT S
			2代(2nd Sub.)・E・1	E1	>JP HKT E1
			2代(2nd Sub.)・E・2	E2	>JP HKT E2
			上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP HKT XX
長崎／NAGASAKI	JP NMX		2代(2nd Sub.)・F	F	>JP NMX F
			2代(2nd Sub.)・1・E	1E	>JP NMX 1E
			2代(2nd Sub.)・1・W	1W	>JP NMX 1W
			2代(2nd Sub.)・1・B	1B	>JP NMX 1B
			2代(2nd Sub.)・2・E	2E	>JP NMX 2E
			2代(2nd Sub.)・2・W	2W	>JP NMX 2W
			2代(2nd Sub.)・3・N	3N	>JP NMX 3N
			2代(2nd Sub.)・3・E	3E	>JP NMX 3E
			2代(2nd Sub.)・4・E	4E	>JP NMX 4E
			2代(2nd Sub.)・4・W	4W	>JP NMX 4W
			上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP NMX XX
那覇／NAHA	JP NAH		2代(2nd Sub.)・N	N	>JP NAH N
			2代(2nd Sub.)・T	T	>JP NAH T
			2代(2nd Sub.)・S	S	>JP NAH S
			2代(2nd Sub.)・U	U	>JP NAH U
			上記以外の目的港内での進路 Purposes other than stated above course in the port	XX	>JP NAH XX

経由進路を示すコード一覧表／List of Codes showing other courses

経由進路	経由進路コード	入力例
港則法		
関門港を東口に向かって航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港しようとする船舶	E	>JP MIZ TS/E 水島港の玉島地区の係留施設に向かって航行する船舶であって、途中、関門港を東口に向かって航行して同港を通過しようとする船舶
関門港を西口の六連島東方に向かって航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港しようとする船舶	WM	>RU VVO/WM ウラジオストック港（ロシア）に向かって航行する船舶であって、途中、関門港を西口の六連島東方に向かって航行して同港を通過しようとする船舶
関門港を西口の馬島西方を通過して白州（白島）南方に向かって航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港しようとする船舶	WS	TO JP HKT 2/WS 博多港第2区の係留施設に向かって航行する船舶であって、途中、関門港西口の馬島西方を通過して白州（白島）南方に向かって航行して同港を通過しようとする船舶
関門港を西口の馬島西方を通過して藍島東方に向かって航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港しようとする船舶	WA	TO KR BUS/WA 韓国プサン港に向かって航行する船舶であって、途中、関門港西口の馬島西方を通過して藍島東方に向かって航行して同港を通過しようとする船舶
海上交通安全法		
東京湾の中ノ瀬海域で錨泊しようとする船舶	NNX	>JP YOK K/NNX 京浜港横浜第3区のJFEスチール東日本製鉄所岸壁に向かって航行する船舶であって、途中、東京湾内の中ノ瀬西方海域で錨泊しようとする船舶

Via－Route	CODE	Example of Input
in Port of KANMON		
Those ships that are sailing in KANMON Port heading for the East Exit and are passing by or leaving KANMON Port. (Excluding HIBIKI-SHINKO area and SHINMOJI area)	E	>JP MIZ TS/E Those ships that are sailing heading for the berthing facility in the TAMASHIMA area of MIZUSHIMA Port and are passing by KANMON Port after saling into KANMON Port heading for the East Exit on the way.
Those ships that are sailing in KANMON Port heading for east of MUTSURE-SHIMA Is. at the West Exit and are passing by or leaving KANMON Port. (Excluding HIBIKI-SHINKO area and SHINMOJI area)	WM	>RU VVO/WM Those ships that are sailing for Vladivostok Port (Russia) and are passing by KANMON Port after saling into KANMON Port heading for the east of MUTSURE-SHIMA Is.at the West Exit.
Those ships that are sailing in KANMON Port heading for south of SHIRA-SU shoal (SHIRO-SHIMA Is.) and passing by to the west of UMA-SHIMA Is. at the West Exit , and are passing by or leaving KANMON Port. (Excluding HIBIKI-SHINKO area and SHINMOJI area)	WS	TO JP HKT 2/WS Those ships that are sailing heading for berthing facility in No.2 division of HAKATA Port and are passing by KANMON Port after saling passing by West Exit of KANMON Port and are passing by the port after sailing to south of SHIRA-SU shoal (SHIRO-SHIMA Is.)on the way.
Those ships that are sailing in KANMON Port heading for the east of AI-SHIMA after passing by to the west of UMA-SHIMA at the West Exit and are passing by or leaving KANMON Port. (Excluding HIBIKI-SHINKO area and SHINMOJI area)	WA	TO KR BUS/WA Those ships that are sailing heading for BUSAN Port (Korea) and are passing by KANMON Port after saling into KANMON Port by west of UMA-SHIMA Is. at West Exit of KANMON Port and are passing by the Port after sailing heading for east of AI-SHIMA Is. on the way.
in Tokyo Bay		
Those ships that are going to anchor in the NAKANOSE sea area in Tokyo Bay.	NNX	>JP YOK K/NNX Those ships that are sailing heading for piea of East Japan Works of JFE Steel Corporation in YOKOHAMA area No.3 division of KEIHIN Port and are anchoring in the sea area to west of NAKANOSE in Tokyo Bay.



お問い合わせ先

・東京湾海上交通センター

住所：〒231－8818 神奈川県横浜市中区北仲通5－57

電話：045－255－9118

URL：<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/>

・第三管区海上保安本部

住所：〒231－8818 神奈川県横浜市中区北仲通5－57

電話：045－211－1118

URL：<https://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/>